

補助税・査定税から土地税へ ・ ・ ・ 近世イギリスの直接税 ・ ・ ・

酒 井 重 喜

要約

財政の中世的二元主義の命ずるところは、国王政府の文政費などの経常費は「国王私財」で賄い、戦費などの非経常費は議会税によって賄うべしというものであった。「国王私財」は清教徒革命によって多くが霧散してしまった。一方、議会派によって内乱の戦費として消費税と月割査定税が設けられた。復古王朝には「国王私財」として関税・消費税・炉税の間接税が充てられ、非経常費として人頭税と補助税と月割査定税の3種の直接税に加え追加間接税も用いられた。補助税はテューダー期に起源をもち17世紀初めに中世的な1/10税と1/15税に取って代わったもので、全国統一の税率をかける定率税 a percentage tax であった。これに対して、共和政期に導入された査定税は初めに税収総額が定められて各州に割当額が配分される割当税 an apportioned tax であった。復古王朝期税制の目標は動産・不動産を問わずあらゆる形態の富に「全国共通の効率的で公平な定率税」をかけるというものであった。財政論議は、採用すべき直接税について公平性と収益性をめぐって補助税と査定税の比較衡量を中心に展開された。それとともに直接税に対する大蔵省の中央集権の監督が強化され、土地への税の過重さを緩和するために脱漏しやすい動産の捕捉などの改善がなされた。それらの改善は名誉革命後も継承され、動産については補助税的で、不動産については査定税的である両税混合した「土地税」が設けられた。平時と戦時に税率が変動する直接税として定着し、ここに、「直接税は使途限定・期間限定」という中世的二元主義からの脱皮がなされ、その後100年以上にわたって強靱な持続力を示すことになった。

財政の中世的二元主義の命ずるところは、国王政府の文政費などの経常費は「国王私財」で賄い、戦費などの非経常費は議会税によって賄うべしというものであった。「国王私財」は封建的収入（後見権収入など）と大権的収入（徴発権収入など）と王領地収入からなっていた。こうした中世的「国王私財」は清教徒革命によって多くが霧散してしまった。王政復古によって、1640年から42年初めまでの改革（星室庁裁判所の廃止や船舶税の廃止など）にだけ制約を受ける君主制が復活し国王の独立的行政権も復活した。しかしそれを支える旧財源は消滅していた。独

立的統治行為を支える新財源が用意されなければならなかった。国王の通常業務を支える終身的な經常収入が用意されなければならなかった。1660年の暫定議会は新体制の財政確定のために、基本的に無に帰した国王収入を再建しなければならなかった。国王の經常的収入は120万ポンドが必要であるとされ、120万ポンドの収入を上げるために関税と消費税と炉税が終身的な經常収入として承認された。終身的とはいえ設定時に議会の承認を経ている点で、これらは半ば租税と言え、ここに「国王私財」は非租税から疑似租税に転換された。法的にはなお疑点があるが物的な面で租税国家が成立したと言える。しかし、その用途について議会の容喙は認められず、終身的であったため議会による年々承認の制約を受けず、もって国王の独立性がなお保証された。間接税は経済状況次第で増収が見込め国王の独立性が強固になり議会による「財布の支配」から自立する可能性があった。

通常の統治費は「国王私財」によって賄われるというのは、国王の統治が独自財源によって支弁されその政策執行が議会の干渉から独立して自由に、まさに「国家の秘儀」としてなされることを保証するものであった。他方で、臣民は戦争など緊急時以外の課税負担を負わずその「財産」を護り得た。議会税による「国王私財」の補強や充当は、臣民の「財産権の侵害」とされ議会は頑なに首肯しなかった。テューダー期の「クロムウェル改革」は、補助税(直接税)の「国王私財」への充当を「良き統治への感謝」という非伝統的言辭によって合理化したが、それが各議会毎にその都度一回的なものとして承認された点で伝統を僅かに遵守していた。1610年のロバート・セシルによる「大契約」提案は、補助税(直接税)を後見権・徴発権という旧来的「国王私財」の廃止の見返りに經常的(恒久的)収入として承認することを求めた。この恒久的議会税の要求が伝統的原則への一片の顧慮もない「財産権の侵犯」であり憲法違反であったため失敗した。王政復古時の議会税による「国王私財」の整備は、「大契約」の再現であるかのようである。違いは、「国王私財」の補強ないし整備が直接税ではなく間接税によってなされたことである。(後見権・徴発権廃止の追認と共和制的消費税の追認による補填)。しかもその間接税は終身的ではあっても恒久的ではなかった。(ただし消費税の半分は世襲的とされた。)有期的な間接税による「国王私財」の充当ないし補強は、臣民の「財産権の侵犯」という批判をかわすかに見えた。王政復古時の、自活するに足るだけの十分な「国王私財」の確定は、それが間接税による時、伝統的財政原則からの違背ではなく「復帰」やに思われた。(1)かくして王政復古期には、經常収入と非經常収入の伝統的区別もまた「復古」したのであるが、革命期に大権的・封建的収入の消滅により前期スチュアート朝までの非租税的収入と租税的収入という区別に代わって間接税と直接税という区別がそれに対応した。その後の王政復古期に、間接税が非經常収入(1670年の追加消費税)としても求められ、この対応関係は厳密なものではなくなったが、直接税(多くの査定税)が主として戦費として要求されたが、經常収入(「国王私財」)として要求されたり充当されたりすることはなかった。直接税は、あくまで非經常的供与のための臨時的で一回的な手段としてあった17世紀初期のありように復帰したのである。この点で財政的二元主義の伝統

はまさしく「復活」したと言える。王政復古期の直接税は厳密に非経常費のために要求されその賦課は間欠的・有期的であった。それに前後する内乱・空位期と名誉革命以後に内乱と重商主義戦争の戦費を賄うものとして直接税が継続的に間断なくいわば経常的に採用されたのとは明確な対照をなしている。

しかし王政復古期の直接税賦課も経常的とは言えなくもその頻度は高かった。その28年に及ぶ後期スチュアート朝治世の間に20回賦課されている。(2) 非経常的というにはあまりにも頻度が高かった。したがって直接税が本来的に持っている用途限定・期間限定という性格との矛盾が表出した。直接税が「人々には容易かつ公平で政府にとっては至便な」ものとなることの困難性が浮き彫りになった。この問題と取り組むのにまず依拠された理論は、「課税の受益理論」であった。これはペティによって「人は公的負担を公的安寧から受け取る分け前と利得に従ってすなわちその財産ないし富 (Estates or Riches) に従って負担すべきである」(3) と表現されたものである。無産者を除くすべての有産者は、国家あるいはその統治による保護から受ける利益に対してまたそれに比例して税負担をすべきで、その受益は富に比例するというものであった。(4)

ただ「課税の受益理論」の「富に従って負担する」というときのその富をいかに捕捉するかという問題があった。富(財産)の種々の形態をきめ細かに捕捉し課税をする問題があり、これを実行しえて初めて、すべての富に対してその受益に応じた課税することが可能となる。すなわち捕捉が困難な富(財)の課税回避を防ぐことが課題となる。しかし財の査察に対する忌避感強く、徹底した調査は事実上断念された。公平性より便宜性を優先せざるをえなかった。さらに富は支払い能力として理解されたが、それは「富そのもの」なのか「必要経費を控除したもの separable part of the revenue」なのかで大きく差異があったが、便宜性・効率性・実行可能性の観点から「富そのもの」がとられたが、「必要経費を控除したもの」がもっている正当性がまったく等閑視されることもなかった。

復古王朝が採用できる直接税としては、人頭税と補助税と月割査定税の3種があった。人頭税は1641年に施行されたきりで、税配分の公正性を十分に備えたものでなく、また税の収益性においても不十分なものであった。補助税はテューダー期に起源をもち17世紀初めに中世的な1/10税と1/15税に取って代わったもので、月割査定税は内乱期に議会によって導入されコモンウェルス期に継続的に用いられた。復古王朝期の財政論議は、採用すべき直接税について公平性と収益性という両立しがたい二つの観点を両睨みする形でなされた。事実上その論議は、補助税と月割査定税の比較衡量を中心に展開された。

補助税も査定税も、すべての形態の富すなわち土地・商品・貨幣に対する一般的財産税であった。ただその運用において両者は大きく異なっていた。補助税は全国統一の税率をかけ税収はその税率いかにかかっていた。これに対して、査定税は始めに税収総額と指定期間における月毎の税収が定められ、定められた月毎の税収が各州にその富の推定量に比例して配分された。

各州ではこの割当額を調達するだけの税率を決めて徴税を行った。補助税は始めに税率が与えられ税収は不確定で、査定税は始めに税収が定められた税率はそれに見合うように各州で決められた。補助税は定率税 a percentage tax であり査定税は割当税 an apportioned tax であった。補助税の査定税と異なる特徴は、不動産に比べてその捕捉が困難な動産に対してより高率の税が賦課され、不動産が推定年価値に対して課税されたのに対して動産には資本価値に対して課税され、納税者は不動産の基準と動産の基準のうち高額の方を求められ、負債と必要経費の控除が認められた。

査定税は補助税に比して収益性が確実であるところが利点であった。初めに税収の目標値が定められ、そこから逆算して各州でそれに見合う税率が定められた。財産評価の実態がどうであろうと旧来的評価に対して可変的税率が賦課された。元来財産調査 (survey) ほどこイギリス人が嫌悪するものはなかった。財産に対する客観的評価が困難である以上納税者の自己申告に依拠せざるを得なかった。その納税者に「宣誓」を課すことは困難であったし、査定人に「宣誓」を課すことすら困難であった。正確な財産調査が困難であったため、直接税の税収が現実に即したものになることは不可能であり、また不動産に比べて隠べいが容易い動産が課税を免れることは十分考えられた。こうした弱点は補助税に特に顕著であった。必要経費の控除が認められたことで「宣誓」なき自己申告の非現実性が一層強まった。それにも増して、種々の形態の財産を個別に捕捉することの困難性が補助税の収益性にもろに響いた。結局、補助税の査定は旧来の資料 (Subsidy Books) をそのまま援用するもので経済変動を反映しない固定的で名目的なもので、その税収は漸次減少傾向をたどった。

査定税は対照的に税収が漸減傾向を示すことはなかった。税査定において、動産と不動産の双方を捕捉し、さらに必要経費の控除をしなかった。ただこうした特徴が税査定を現実的で効率的なものにしたとは必ずしも言えなかった。確実な税収を保証したのは、州ごとに割当税額が予め決められたことと、それが調達できなかった場合は再査定が求められたことであった。このように初めに結果を定めて逆算する方法は、各州間の不公平性を増幅するものではあったが予定された税収を確保することで財政的には補助税に望みえない成果を上げることができた。

しかし、王政復古期議会での財政論議において、税収の確実性と予測可能性という点で優れた査定税が積極的に取り上げられることはなく逆に嫌悪の対象であった。嫌悪の理由は、査定税が本来持っている税配分の不平等性であった。動産と不動産を区別せず税配分の公平性を犠牲にして税の収益性を求めたため、隠べいされやすい動産は税を免れ査定税は事実上「土地税」となった。各州に事前に配分された税収を上げるための税率が事後的に決定されるため各州間で税率に大きなばらつきが出た。この2点が査定税の不平等性として非難された。査定税は月毎に一定額が徴収され、それは捕捉しやすい不動産すなわち土地に集中的にかけられた。そのため借地人が第1納税者となり、税額分が地主への地代から差引かれ、そのため土地価格を低

下させると懸念された。「土地税」は地代と土地価格を低下させるとともに地方の貨幣を中央に流出させることにもなった。地方の貨幣不足は農産物の価格低下をもたらし、加えて査定税負担義務が土地の賃貸契約更新時に地主・借地人間に転轍を生じさせた。また、査定税は君主制を攻撃するために内乱時に共和派によって案出されたもので、共和制期に繰り返し採用されていた。このことが、君主制が復活した時代に共和制期の税というだけで嫌悪の対象であった。

議会において、査定税が収益性に魅力のあるにもかかわらず不評であり、その分、補助税は好意的に受け止められた。しかし補助税の難点が見過ごされたわけではない。①動産と不動産を別個に課税し、前者により高い税率をかけたにもかかわらず。これによって動産への課税が実効性を高めたわけではなく、全体として補助税は査定税同様事実上の「土地税」とならざるを得なかった。②また補助税は査定税と違って第1納税者は借地人たるべしとの規定がなかったため負担はより直接的に地主にかかると考えられた。議員を構成する地主層に負担が皺寄せされることが懸念された。一方で、補助税は納税者から見て少なからぬ利点もあった。1. 補助税は賦課が一時的であって反復的なものでなく、その分負担感が少なくなる。2. 事前に税収が決められる査定税の場合、各州への税配分が経済変動などを無視した不平等なものである。3. 補助税では収入のうち必要経費を控除する措置が執られたため課税が応能的なものとなって富者に重く貧者に軽いものとなる。議会で補助税を支持するものはこうした利点に加えて、査定税の場合目標値が予め決まっているため課税対象をより包括的に捕捉するという動機にかけていたが、補助税の場合課税対象を拡大する、とりわけ不動産に偏らず動産を調査・捕捉する可能性が少なくとも理屈としてはあった。いずれにしても財の評価が現実的でなく名目的なものに止まったけれども、全ての形態の富に実効的で公正な全国的税率をかけるというのが王政復古期の課税の理想であり、査定税はこの理想に真逆であるのに対して補助税はその多くの欠点にもかかわらず少なくともこの理想に添うものではあった。

王政復古期税制は、まず直接税について課税対象の査定を現実価値になるだけ近づかせ、動産の課税回避を阻止するような補助税型の定率課税システムを創出する努力がなされた。この試みが失敗に終わった後、非経常的供与のために直接税に代わって間接税をあてる展開を見せた。実効性ある補助税の創出の失敗は、直ちに直接税の他の形態（査定税）を選択するという事にはならず間接税（1671年の追加消費税）によって代替することになった。この過程の背景にあるのは査定税に対する根強い忌避感であった。復古王朝政府は議会に対して膨大な非経常的供与の要求をたたみかけその際収益性に優る査定税の採用を強く求めた。この要求に議会の対応は次のようであった。まず、人頭税を修正して捕捉困難な動産に対する定率税にして査定税の補完とする。次に査定税に完全に取って代わるものとして「1671年の新型補助税」を案出した。最後に、査定税の代替となるべき「新型補助税」が不成功に終わったため、非経常的供与調達手段としてまたしても直接税に替えて間接税を採用することを黙許した。議会の対応のこのパターンは、王政復古期において繰り返された議会的供与のそれぞれにおいて反復された。

本稿において、第三節で名誉革命体制における地租（土地税）の定型化への助走過程としての王政復古期における三種の直接税（補助税・査定税・人頭税）の試行錯誤的展開をチャンダマンの研究によって見ていく。第一・二節では、それに先行する時代の直接税の展開をサーベイする。第一節で、エリザベス期における1/10税と1/15税から補助税（テューダー・サブシディ）の採用までをディーツの研究に拠って概観し、第二節で内乱共和政期における査定税の導入採用をウィーラーの研究に拠って概観する。(5) こうして名誉革命後の1689年創設された土地税にそれまでの百数十年の試行錯誤が集約・整序され、その後イギリスの第二次英仏百年戦争を下支えする基幹税としてゆるぎない地位を占める後史への展望を整理していく。

(1) 間接税による「国王私財」の補強は中世以来繰り返し採用されていた。しかし王政復古時のそれは不足分の補強ではなく全体が間接税に拠った。議定税としての恒久的課税と国王による大権的課税の双方への強い拒絶という難関は、間接税（関税）の反復的承認によって辛うじてすり抜けられたことをハリスは次のように明快に論じている。Harriss, G.L., 'Medieval Doctrines in the Debates on Supply', in K. Sharpe (ed.) *Faction & Parliament Essays on Early Stuart History* (1978) 「「必要の提訴」は強制的性格が強いものであったため、その適用には厳密な枠がはめられた。「王国の必要」で最も明白なものは王国の存立の脅威となる戦争であった。元来戦争は例外的緊急事態と考えられまた課税も非常時のものと考えられていた。しかし中世後期にイギリス・フランス間の戦争状態が長引いたことや北部辺境地帯の軍やアイルランドとフランスでの守備隊の常設が必要とされたことが、緊急事態の長期化に応ずる恒久的課税を必要なものにした。

これは（課税）合意権を打ち崩す危険性を持っていた。イングランドでは、この難関は14世紀中葉以降、主に羊毛輸出に対する間接税を議会で繰り返し承認することですり抜けられた。これは種々の必要を根拠に国王が大権的課税を設けるのを抑止し、関税が「厳格さの程度には幅があったが」恒常的防衛費に充てられる余地を与え、議会在直接税の承認を明確な戦争に限定することを可能にし、そのことで（直接税の）臨時的性格を維持した。この解決法は、間接税の負担の多くが外国の消費者にかけられたから、かなり容易に受け容れられた。」(ibid., p.77.)

「国王大権の大きさを維持したまま国王の経常的収入を増やすためのより古い解決法は、国王大権を保持したまま間接税の議会承認を繰り返し行うことであった。この方法は、付加関税の拡大策をとることで損なわれることがなかったなら17世紀初期に復活していたかもしれない。」(ibid., p.102).

(2) C.D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688* (1975), p.157.

(3) Chandaman, *ibid.*, p.139, n.4, *The Economic Writings of Sir William Petty*, ed. C.H. Hull, i.91. ペティ『租税貢納論』岩波文庫、157頁。

(4) Chandaman, *op.cit.*, p.139, n.6; A. Grey, *Debates of the House of Commons, 1667-94* (1769); i.360.

(5) F.C.Dietz, *English Public Finance, 1558-1641* (1964) ; J.S.Wheeler, *The Making of a World Power* (1999) ; Chandaman, *op.cit.* なお次の邦語文献も参照した。石坂昭雄「租税制度の変革」大塚久雄他編『西洋経済史講座』IV (1960年)、隅田哲司『イギリス財政史研究』(1971年)、「第六章「イギリスにおける地租定型化をめぐる諸問題」。

一． エリザベス期から前期スチュアート朝の直接税・・・補助税とその漸減

1. エリザベス期議会の補助税承認

エリザベス期の議会は補助税を10回議決した。(1) その間、一単位の補助税と二単位の1/15税と1/10税その倍数が主に戦費用に女王から要求された。補助税の収益は後に漸減していったがテューダー期には10万ポンドの収益があった。女王の要求全額をその議会はすべて承認した。補助税と1/15税と1/10税という議会供与金は戦争を主とする非経常的経費に用途指定され、このことが女王の要求に一つの歯止めをなしていた。経常費に非経常的収入(議会供与金)が用いられてはならないという歯止めである。この歯止めはヘンリー八世期の「クロムウェル改革」によって緩められたものの、エリザベス期に放棄されることはなくともかく保持され、前期スチュアート朝になって一段と弛緩したものの財政規範としての機能がなくなることはなかった。(2) 逆に、エリザベス期には非経常的経費はすべてすなわち一切王の経常的収入(国王私財)からではなく非経常的収入からまかなうべしと言うそれまでにはなかった準則が明確化した。ニコラス・ベーコンは1571年の議会で「経常的支出が常に経常的収入によって負担されるように非経常的支出は非経常的援金(relief)によって支えられなければならない。(それが)理性が命ずるところである。」と言っている。(3) 緊急事態に対処する戦争を主とする非経常的の必要について国王私財に負担をかけてはならず、議会は国王(女王)の要求を拒み得ないという準則である。国務卿バーリー(ウィリアム・セシル)は、課税が公共の目的のためにのみ認められるべきと言明しつつ、庶民院に補助税の承認を求めた。「王国に対して試みられた危険な策謀に対処して、神の名誉を守り平和を臣民に保証するために非経常的な出費をしなければ王国・領土を統治することがいかに困難なことであったかを考慮して」補助税の承認をするよう求めた。(4)

1585年以来六度の議会で13単位の補助税が戦費目的で承認された。複数単位の補助税についても徴税は年々一単位ずつに分割してなされ、これは事実上の「年々課税」であった。エリザベスの後継者ジェームズ一世は「国民が毎年の徴税になじんでいる」とみなし、戦費以外の非経常的支出をも支弁する義務が国民にあるという立場から供与の要求を議会にした。国王の必要を王国の必要とみなしたのである。議会はこれに対して国王の寵臣へのばらまきを制限するように求めて対抗した。ジェームズ一世とその議会は神経戦をしながらも、1606年に3単位・10年に1単位・21年に2単位・24年に3単位、計9単位の補助税が承認・徴収されている。(5) 国

王私財からの戦費支出を極小化し戦費については議会が負うべしとする国王側と、寵臣へのばらまきという「浪費」を極小化すれば補助税要求は縮小されるとする議会側との確執と妥協の結果である。大蔵卿ミドルセックス伯ライオネル・クランフィールドは、戦費のための潤沢な補助税を議会が承認することで国王は「私財」からの戦費支出から免れ「国王自活」が可能になると説いた。(6) 1624年議会は、補助税を承認するにあたり戦費以外への流用を警戒し、補助税収益の各費目への配分権を持つ財務官の任命を国王でなく議会が行うという譲歩を補助税承認の条件として獲得した。(7)

2. 1/15税と1/10税

1/15税と1/10税は、エドワード三世のとき、従来の動産税(家畜・穀物・在庫品・家具・金銭への税)を、州に対して1/15税、都市に対して1/10税という動産定率税として定型化したものである。総額は39,000ポンドとされたが資産評価は困難を極め定率の動産税は財政の軸にはなりえるものではなかった。それを補完するものとしてテューダー朝ヘンリー8世治下1514年にポンド当たり6ペンスの定率税(テューダー・サブシディ=補助税)が導入された。その後1544年に土地について年価値ポンド当たり4シリング、動産についてポンド当たり2シリング8ペンス、両方所有していれば高い方が課税されることになった。(8) 補助税が導入されても一単位の補助税に二単位の1/15税と1/10税がセットにされて議会承認を得た。(9) ただ1/15税と1/10税は、動産把握が困難を極めたため収益は漸減し、1514年の見込み額が39,000ポンドであったが1558年には29,000ポンド、1620年には27,000ポンドに減少した。

3. 俗人補助税

動産・定率税としての1/15税と1/10税が漸減傾向にありそれを補完する新たな定率税として補助税がテューダー朝に案出された。15世紀末から16世紀にかけての経済発展に伴い動産に対するものに加え土地収益ないし労役が重視されるようになった。土地建物からの収益、年金・報酬・給与などの所得に対する収益税と金銭・延べ金・在庫商品・穀物・家畜・家具に対する動産税を兼ね合わせた補助税が設けられた。土地(lands)からの収入に対する税(土地からの年収益のポンド当たり4シリング)と動産(goods)に対する税(動産価値のポンド当たり2シリング8ペンス)のいずれか高額の方が査定され両方が査定されることはなかった。(10)

最初期の補助税は貧民への課税の試行であったが、16世紀中葉にこれは断念され、補助税の課税対象となるものの最低限の収入額を土地については年収益20シリング、動産については資本価値3ポンドに引き上げられた。続くメアリー期、エリザベス初期に免税額をさらに引き上げて、1601年には免税点を土地4ポンド・動産6ポンドにする動きもあったがこれは実現しなかった。課税対象物の査定が厳正になされるために査定人に宣誓を求めることが1563年まで行われたが、査定人の宣誓に対する反発が強かったため、1566年の補助税法で査定人は宣誓を免ぜ

られることが明記された。その後、納税者の自己申告が査定的基础となった。(11)

エリザベス期には、一単位の補助税が議決された場合、納税は通常二回に分割してなされた。一回目は供与の三分の二が六月を期限として支払われた。二回目は残りの三分の一が翌年の二月を期限に納められた。1/15税と1/10税は、一回目は11月に、二回目は翌年の11月に納税された。1576年の供与のように、補助税がその年の10月と翌年の11月に支払われ、1/15税と1/10税一回目が6月で二回目が翌年の5月に徴収されることもあった。(12)

1単位の補助税と2単位の1/15税と1/10税をセットで議決するのが通常であったが、1589年の場合、戦争の危機が差し迫ったため2単位の補助税と4単位の1/15税・1/10税が議決された。1593年には3単位の補助税と6単位の1/15税・1/10税が議決されたが、これは例外で前例にすることは努めて回避するとされたが、1597年にまたしても同額を認めている。1601年には4単位の補助税と8単位の1/15税・1/10税が議決された。ジェームズ一世になった1606年に国王の徴発権廃止の言明・徴発権規正法の上程に対応して3単位の補助税と6単位の1/15税・1/10税の承認がなされている(13)。1単位の補助税と2単位の1/15税・1/10税という通則は少なからぬ例外が特にジェームズに代わってから見られた。付加関税新設抑止の大蔵卿ソールズベリの言明にこたえて1610年には1単位の補助税と1単位の1/15税・1/10税が議決され(14)、1621年には対スペイン開戦を促す2単位の補助税のみが、1624年には同じく対スペイン開戦を促す3単位の補助税と3単位の1/15税・1/10税が議決された。(15)1625年にはチャールズ一世のスペイン遠征費として2単位の補助税のみが承認され、1628年にも「権利の請願」受諾を取引条件とした5単位の補助税のみが議決されている。(16)

補助税と1/15税・1/10税の幾度にも分割されて徴収がなされ、これが結果として収益性を高め最短の時間に最大の税収を上げしかも国民への負担感を軽くする効果があった。既述の通り補助税も1/10税・1/15税も原則として一単位を二分割して徴税された。単位が二以上になっても対応はそれぞれ異なる分割徴収がなされている。1593年の3単位の補助税の場合、最初の二つの補助税は両者間に1年の間が置かれ、最後の三番目のものは二回の分割払いにされた。1597年の3単位の補助税の支払いは一単位ごとにして三か年にわたって徴収がなされた。1624年の3単位の補助税は1624年の7月と12月、翌年の5月の三回にわたって徴収された。1628年の5単位の補助税は二年足らずで徴収された。このように一単位二分割より厳しい徴収がなされた事例もある。

4. 補助税の査定

エリザベス期から前期スチュアート期に、補助税の査定と徴収において貴族と平民にはっきりと区別がなされた。貴族に対する査定は大蔵卿ないしその下僚によって行われた。納税されたものは別個に会計処理された。1581年の時点で、貴族に対する1単位の補助税は全体として、一回目の支払いは3,444ポンド、二回目の支払いが1691ポンドで計約5,000ポンドと見積もられ

ていた。(17)

補助税法で指名される補助税委員の下に地方ジェントリからなる査定人が平民の査定を行った。査定は新規に徹底的な財産調査が行われるのではなく、「旧来の査定帳」に依拠してなされた。査定帳に掲載された納税者 (subsidy man) は納税を免れることはなかったが、新来者が確実に捕捉されることはなかった。補助税納税者が他界したり窮乏することで補助税収益は漸減せざるを得なかった。徴税人も委員によって任命されたが、経済不況や業務上の腐敗などのために税収が見積額に達することは困難であった。政府・枢密院は査定と徴収の厳正化のための警告を繰り返した。とりわけ旧来の査定帳にそのまま依拠する査定・徴収を批判したが、補助税委員が旧来的慣行を踏襲する姿勢を崩すことはなかった。エリザベス末期に、委員自身が自らを過少査定することも厳しく批判され「補助税委員の解任という不名誉を受けることになる」との警告が出されている。(18) これらの警告も実効性はなくジェイムズ一世になってからも「悪習」は続いていた。他所で査定を受けたもので居住地では査定を受けないものが多数あったこと、貧者に高く富者に低い査定がなされていること、「旧来の補助税帳」に依拠するばかりで財産状況の変化を無視していること、などに警告が発せられた。また自らの財産を偽るものは「聖霊に背くアナニアとサフィラ (嘘つき)」であると厳しく批判された。枢密院から厳しい批判を受けても、委員らは臆せず、業務を従来通り継続し、「貴殿らから見て価値評価が貴殿らの期待と希望にこたえないものであったとしてもわれわれはいくら努力をしても、国家の状況が好転しない限り、(価値評価) をこれ以上高めることはかなわない」と抗弁した。アルマダの海戦敗北の復讐に備えるための1593年の補助税が一気に3単位となった折、バーリーは高額の税収を確保するため「ヘンリー八世時の価値評価」を下らないようにと補助税委員に督促し、複数個所で査定を受けた者はそのうち最高値の箇所を納税するよう指示を出した。(19)

政府にとっての問題は、補助税委員と査定人に納税者財産の「名ばかりの査定 (nominal value) を改めそれを上回る査定をさせることであった。しかし地方役人が留意したのは、財務府の意向よりも州内の「すべての人々の理にかなった納得」であった。それは政府から見て「甘すぎる」ものであった。エリザベス期には「名ばかりの査定」を引き上げることに成功しなかった。貧者はほぼ現実価値に近い査定されていたが、富者は50分の一から100分の一の査定を受けていたとも言われていた。大蔵卿ミドルセックス (L. クランフィールド) 自身、1622年に補助税を150ポンドの査定を受けたがその全財産は90,250ポンドで、バッキンガム公は補助税400ポンドと査定されたがその年収は15,000ポンドであった。(20) 問題は「(地元民から見て) 評判のいい」補助税委員と査定人であり、彼らが自身を含めて地元民の負担を軽減しようとした。「補助税帳」には僅少な税を支払う貧民で満ちていた。しかるべき「補助税納税者」たる富者の査定を高額にすることは査定人への非難と抵抗によって妨げられた。エリザベス、ジェイムズ一世、チャールズ一世が「完璧な査定」を実現できなかった理由は次のようであった。第一は、補助税委員や査定人や徴税人になった地方ジェントリは「評判のいいコモンウェルス・メン」

であり「国民国家」の観念をそもそも受け付けなかった。第二は、中央政府が査定と徴収を実行する自前の官僚制を備えていなかったことである。(21) 地方ジェントリは州の自律性の観念が強かった。官僚制を備えない中央政府はこの階層に地方政治を委ねる以外になかった。彼らの協力は不可欠であったが、彼らは自身とその階層の負担を軽減しようとした。

5. 前期スチュアート朝における補助税とその反対運動

地方ジェントリにとって、テューダーからスチュアートへの交代は、定例化していた補助税という新しい軛から解放される絶好の機会と映った。しかし新王朝が補助税を断念することはなかった。議会と地方で補助税への反発が表出した。ジェームズ一世がその議会の初めから対峙した補助税への抵抗は、エリザベス期とりわけ1589年議会と1593年議会で展開された補助税賦課に対する抵抗の再演であった。89年議会では、それまでの供与提案が1単位の補助税と2単位の1/15税・1/10税をセットとする通例を破って2単位の補助税と4単位の1/15税・1/10税をセットとするものであった。前年のアルマダの海戦勝利が英西対立の終焉ではなく始まりであるという危機意識からする提案であった。それにしても二倍増の補助税提案は刺激的で反対論が議会で展開された。続いて93年議会においても対スペイン警戒論からする三倍増の(3単位の補助税と6単位の1/15税・1/10税)供与提案がなされ同じく強い反対論が展開された。(22) 結果として政府は議会の承認を勝ち取りはしたが直接税としての補助税に対する抵抗は底流として衰えることはなかった。89年の二単位の補助税は二か年に分割して徴収されたのは反税感情を意識してのことと思われる。(23) 93年の3単位の補助税の場合、先述の通り最初の二つの補助税が1年の間において徴収され、最後の三番目のものは二回の分割払いで徴収された。93年承認の補助税は実に4か年にわたって分割徴収されたのである。とはいえ二倍増・三倍増の補助税が分割徴収されることでほぼ毎年直接税の支払いを納税者は求められた。しかし経常費は国王私財で非経常費は議会税で賄うという中世的二元主義は生きており、議会税は臨時のものであるという通念は生きていた。それがスペインとの戦争の危機という圧力のもとで「臨時」的性格が踏みにじられた。納税者は毎年課税に慣らされた。議会は「慣習」を破ることを強いられ、納税者は「毎年」の支払いを強いられた。庶民院で深刻な補助税批判が展開され、全国的に査定回避の動きがより確信的に行われた。

議会における補助税批判、地域における査定忌避の動き、そして「臨時」的性格に反する「毎年徴収」への嫌悪が広まり、これらが折り重なって補助税と1/15税・1/10税の税収はジェームズ一世即位とともに漸減傾向が一層明確になった。1594年から1602年までの補助税の徴収年額は14万ポンドから16.9万ポンドであった。1603年から1611年までの間で補助税徴収年額は最高値で12.6万ポンドであった。エリザベスは、基本型である1単位の補助税と2単位の1/15税・1/10税を3年連続で賦課することはしなかった(24)。「毎年徴収」を躊躇ったのは、議会税は非経常費に充てられるものすなわち恒常的なものでなく臨時・有期のものであるとい

う中世的二元主義がなお内的拘束力を持っていたのである。しかしエリザベスに比べてジェイムズにはそのためらいは薄く、少なくとも1年に1単位の供与が当然のことと考えていた。これが国民の反発を増幅した。1606年の3単位の補助税の最後のものが2か年にわたって徴収され、1610年の1単位の補助税は一年以内で徴収された。この間、1年1単位の補助税が賦課されたことになる。しかし1610年の補助税をもって補助税は10年休止された。「毎年徴収」への反発、税収の漸減傾向がその魅力を希薄にしたことなどが考えられるが、またしても対外戦争が1621年に補助税を復活することになる。

漸減傾向に歯止めをかけるため、富の変化を反映していない旧来の「補助税帳」を改訂し、富裕化が見られれば旧水準を適用せず査定額を増額し、査定額が旧来水準より減少している場合は旧来水準にまで戻すように査定人は指示された。減少分を富者への増税によって埋め合わせしようとしても反発が強く、また外国人・他所者の財に課税しようにも他所にある財について納税済みであるとして抵抗された。国王は地方における税務について地方ジェントリの助力に依存しなければならなかったが、「地方の安寧」を重視する者に厳正な税務を期待することはできなかった。現地の査定人・徴税人を監督する補助税委員が、自らの査定に手心を加えることもあった。(25)

6. 補助税収益の減少

サフォークシャーのポスマアとクレイドンの二つのハンドレッドの1557年と1628年の査定の比較をデイツは示している。デイツの示した表はすでに隅田氏によって紹介されている。一部を再説すれば、1557年ハンドレッド内のヘンリ地区の納税者数は13人、土地収益の査定額9ポンド、動産査定額86ポンドであったが、1628年にはそれぞれ6人、6ポンド、6ポンドに減少。1557年ストーンハム・アスパール地区の納税者数37人、土地収益の査定額37ポンド、動産査定額249ポンドであったが、1628年にはそれぞれ18人、29ポンド、6ポンドであった。(26)そこに見られるのは、査定対象の財から土地への変移と課税対象者数の減少と査定額の減少である。

エリザベス初期のロンドンにおいて、7,123人が補助税について査定され、このうち323人が100ポンド以上と査定された。(27)最初の査定額は約13,624ポンドでそのうち10,572ポンドが財務府への上納実額であった。この差額は、他所で納税済みの証書、徴収官の手当てなどによるものであった。ジェイムズ一世初期(1606年補助税)のロンドンの被査定者数は4,968人でそのうち100ポンド以上の査定を受けたのは29人であった。それまで動産の査定を受けてきた市民・商売人は、土地について査定を受けるようになり、以前は財について50～60ポンド査定されていたものが土地について20～30ポンドの査定を受けるようになっていた。同税の最初の査定総額は約4,562ポンドでそのうち約2,250ポンドが財務府への上納実額であった。

両時期を比較すると絶対額は減り査定額と上納実額の比は拡大している。補助税の漸減傾向

は歴然としている。一単位の補助税が認められた1571年から1587年までと複数単位の補助税が認められた1589年から1606年までのものは複数年にわたって徴収されておりその各年の補助税徴収額(1/15税・1/10税を含む)をデイツは示している。それによると1571年の補助税収益は175,690ポンドで、1601年の初回徴収分が134,471ポンドになっており、さらに1606年の初回の徴収分は123,894ポンドに減っている。(28)

1621年の二単位の補助税の収益は一つが72,500ポンド、二つで総額145,000ポンドであった。1624年の三単位の補助税と三単位の1/15税・1/10税は総額278,118ポンドであり、1/15税・1/10税の一単位が25,000ポンドで計75,000ポンドであったためこれを総額から減ざると補助税の三単位の総額は約200,000ポンドとなり一単位は約67,000ポンドとなる。エリザベス最初期1559年の一単位の補助税の額が137,414ポンドであったから、テューダー朝からスチュアート朝への移行を挟むこの65年間に補助税額は半分以下に減少したことになる。(29)

1625年のカデイス遠征を含む対スペイン戦争と1626年のラ・ロッシュル遠征を含む対フランス戦争というバッキンガム公の戦争政策がすすめられた時期である1621年から1628年のあいだに議会が承認した戦費供与は、アルマダの海戦に続くエリザベス末期の1593年から1601年のあいだの戦費供与よりも低額であった。ジェームズ一世もこの事実を認識して、エリザベスはその治世中に20単位の補助税(30)と31単位の1/15税・1/10税を得て均すと毎年50,000ポンドを得たことになるが、ジェームズ一世は22年の治世中四度の供与で計9単位の補助税を受け取ったにすぎずその一単位は平均約70,000ポンドで80,000ポンドを超えることがなかった。それにもかかわらず、ジェームズはアイルランドの要塞の建設・補修や海軍の補修に170万ポンドを費消した。(31)

チャールズ一世になっても補助税の漸減傾向はやまず、1628年の五単位の補助税は徴収に二年かかりその税収は275,000ポンドであった。この額を、1593年の三単位の補助税と比較すると減少傾向が明らかである。同税は三年にわたって徴収され、一年目152,790ポンド、二年目148,645ポンド、三年目144,655であった。総額も三単位の1593年補助税が446,090ポンドであったのに五単位の1628年補助税が275,000ポンドで、これは1593年税のはじめの二カ年の税収301,435ポンドをも下回っている。(32)

スチュアート朝に改まっても補助税の減収傾向は止んでいなかった。この減少する補助税についてすら議会は「供与に先行する救済」に拘って容易に承認しようとしなかった。議会は補助税承認問題と国王の戦争政策や「権利の請願」や付加関税などの問題とも絡めてチャールズ一世と対立を深め、国王は「議会抜き親政」を敷く方途を探り始め、事実1629年の決裂後「11年の親政」を行うことになった。その間、議定税である補助税は当然トピックになることはなかった。(33)

7. 聖職者補助税

イングランドの聖職者は議会的補助税の課税対象には入っていなかった。聖職者は最初期から聖職者会議 (convocation) で国王に上納する税を決定していた。宗教改革以前すなわちヘンリー八世とローマ法王との決裂以前からヨークとカンタベリの聖職者会議は、聖職禄の1/10の上納を、議会が供与を議決したのと同時に行うことを決議していた。1534年の宗教改革議会で議会法によって、年々の聖職禄の1/10を1/10税 (dismes or tenths) として毎年上納すること、および財産の査定は翌年策定される「教会財産査定録 (Valer Ecclesiasticus)」に基づいて行うことがきめられた。この査定録はトーマス・クロムウェルによって作成され56年から始まる修道院解散の基礎資料にもなった。(34) 年々の聖職者1/10税は国王収入の一部をなし年収益はほぼ11,000ポンドで、アン女王の時まで続けられた。ヘンリー八世は年々の聖職者の1/10税に満足せず1540年に新たな聖職者課税を要求した。それが聖職者補助税であった。それは聖職者会議で決議され議会で承認され、年々の1/10税を支払った後に残る聖職禄の一定割合を税として査定するものであった。聖職者補助税は1/10税と同じく各教区での査定と徴収と財務府への上納は主教が行った。財産の最低限が決められそれ以下は補助税が免除された。

聖職者補助税の決定は議会が俗人補助税の議決をしたのに呼応してなされるのが通例であり、1563年から87年にかけての六回の俗人補助税に歩調を合わせて聖職者補助税が賦課・徴収された。1566年にエリザベスが俗人補助税の税率を下げたとき(35)、通常聖職者補助税も聖職禄のポンドあたり6シリングを三年にわけて納税されていたのを、ポンドあたり4シリング (= 48ペンス) を三年にわけて支払うことですまされた。逆に、それまでの一単位の俗人補助税ではなく二単位の補助税が執行された時、聖職者も二単位の補助税(それぞれポンドあたり6シリング)を強いられた。

聖職者補助税が俗人補助税とその単位の多寡について相呼応するものであったが、その収益性は明確に開きが見られるようになった。俗人補助税の収益が漸減したのとは逆に聖職者補助税は漸増していった。1580年代に収益は8,000~9,000ポンドであったが1589年から1593年には9,000ポンド~10,000ポンドに増えその後治世末期には17,000ポンド~19,000ポンドを上げるようになった。スチュアートに改まっても増え、1606年の4単位の聖職者補助税は5年にわたって徴収され財務府に78,342ポンドをもたらした。前期スチュアート朝のその後の聖職者補助税額は次のとおりである。(36)

1610年	1単位の補助税・ポンド当たり6シリング	27,601ポンド
1621年	4単位の補助税・ポンド当たり4シリング	55,000ポンド
1624年	4単位の補助税・ポンド当たり4シリング	66,997ポンド
1625年	3単位の補助税・ポンド当たり4シリング	47,104ポンド
1628年	5単位の補助税・ポンド当たり4シリング	93,746ポンド

俗人補助税が漸減していたのになぜ聖職者補助税が漸増していったのかの理由の特定は困難である。議会・庶民院には所有権意識が強く、聖職者会議には「国王なければ主教なし」の格率が牢固としてあったということは推測される。

8. 船舶税と補助税

船舶税と議会的補助税・聖職者1/10税との関係には興味深いものがある。船舶税は補助税・1/10税が持っている本来的制約を回避する工夫の産物であった。第一は、船舶税は、直接税を議会の管掌から外し、国王大権によって直に賦課する試みであった。さらに伝統的課税制度からの離脱と言える二点あり、その第一は、船舶税において俗人と聖職者との区別をなくしたことである。これには聖職者から平民と同じ基準で課税されることへの反発があったがこれを押し切って実行された。第二は、より重要度が高いもので、補助税収益の漸減という本来的傾向からの離脱であった。そのためなされたのが、まず1635年8月の船舶税賦課において課税対象を海港限定から内陸をも含む全国的なものに拡大したことである。次になされたのが、事前に高く査定された税額を定め、これまでにない査定税を新しく導入し、商売による富や専門的職業をも課税対象に組み込むことであった。(37)

船舶税において、富裕な商売人や動産所有者でこれまで税を免れてきた者にもその能力に応じて課税する方向性が打ち出された。すなわち1/10税・1/15税から長らく免れ補助税の対象からも漸次外れていた動産が再度課税対象として捕捉された。この変更を確かなものにするために、査定と徴収の執行を、地方ジェントリーがなる補助税委員から国王直結のシェリフに変更された。(38) シェリフは、州に課せられた一定額の査定・請求・差押え・徴収を指揮した。都市に対する査定は枢密院の特命で決定されたため都市と州の紛争は避けられたが、州の割当額を州内のハンドレッドや教区に配分する作業や複数の居住地を持っているものへの課税は困難を極めた。シェリフは国王直属であったが、その下僚となって業務を担った治安官・小治安官は事前に割当てられる査定額を不公平とする不満をもつ地方有力者の圧力を受けなければならなかった。割当額の州内での配分は困難を極め、(39) 査定をめぐる係争は跡を絶たず、結局旧来から利用されてきた「旧査定帳」を用いらざるを得なかった。そのため船舶税も補助税同様に「土地に対する税」となる傾向に抗うことはできなかった。17世紀における資本主義の発展に即応して資本や稼得に対する能力税を課すという試みは失敗に終わった。しかし土地に偏重した税になったとはいえ各州の割当額をあらかじめ決めその査定・徴収を地方社会にゆだねる方法の財政的効果は瞠目すべきものがあつた。

したがって船舶税は1642年の長期議会で廃止が決定されたのは狭義の租税政策の破綻ではなかった。船舶税はチャールズ一世の親政期にその財政封建制政策の一環として新設されたものである。同じく財政封建制の一環であるフォレスト指定の拡張という財政政策も同時に廃止されている。船舶税はそれが議会によらず国王大権によって直接賦課される大権的課税という

特徴があり、その失敗は租税政策としての失敗というよりチャールズ一世の親政の失敗という政治的要因によるものである。船舶税は「財政的成功と政治的失敗」を特徴としており、事前に割当額を提示する方法は内乱・空位期の査定税に継承されたのである。

- (1) 大野真弓『イギリス絶対主義の権力構造』(1977年)、255-57頁。
- (2) 中世的二元主義の弛緩にかかわる論争について、酒井重喜『混合王政と租税国家』(1997年)、(以下『混合王政』と略記)第一章参照。
- (3) F.C.Dietz, *English Public Finance, 1484-1641* (1964), p.380.
- (4) Dietz, *ibid.*, p.381.
- (5) M.J.Braddick, *Parliamentary Taxation in 17th Century England* (1994), p.99.
- (6) Dietz, *op.cit.*, p.381. ヘンリー8世から長期議会までの戦争でその戦費が議会的供与だけで完全に賄われたことはなく、課税以外の資源すなわち「国王私財」からの支出による補完がなされた。逆に議会的供与が経常費に流用されたことも事実である。
- (7) 酒井重喜『17世紀イギリス財政史論』(2021年)、(以下『財政史論』と略記)104-5頁。1624年補助税承認の条件をして議会が獲得したのは本文の「割当」権のほかに、スペインに対する開戦、蘭・仏への接近、旧教徒抑圧の再強化、『独占大条例』の承認があった。酒井「前期ステュアート朝の初期独占」『海外事情研究』第50巻、2023年3月。
- (8) 隅田哲司『イギリス財政史研究』(1971)、164頁、大野『前掲書』、231-2頁。
- (9) 少なからず例外があった。1566年と1610年の承認では一単位の補助税と一単位の1/15税と1/10税がセットにされ、1624年では両税がともに三単位で承認され、1621年・25年・28年の承認では1/15税と1/10税は省かれた。Dietz, *op.cit.*, p.382.
- (10) 1566年の補助税の税率として庶民院が、土地についてポンド当たり2シリング8ペンス、動産についてポンド当たり1シリング10ペンスとしたため、エリザベスは当該補助税の受け取りを拒否した。Dietz, *ibid.*, p.383.
- (11) Dietz, *ibid.*, p.383. 外国人には二倍の税がかけられ、財産がない場合は人頭税がかけられた。ただ外国人課税からの収益は少額で重要度は低かった。
- (12) Dietz, *ibid.*, p.383.
- (13) 酒井『混合王政』155-7, 165頁。
- (14) 酒井『混合王政』231頁。
- (15) 1621年の場合、補助税承認に遅れて2単位の1/15税が追加承認されている。酒井『財政史論』99-100頁。
- (16) 酒井『財政史論』103-10頁。
- (17) 1581年の一単位の補助税についてウィンチェスター侯爵に対する査定額は600ポンドでその他の貴族はそれより少額であった。1621年の二単位の補助税の二単位目の二度目の支払いの

全貴族の補助税の査定は 24,466 ポンドであった。この時の個々の貴族の査定事例は次の通り。二人のデヴォン伯はそれぞれ 600 ポンド、バッキンガム公は 400 ポンド、クランフィールドは 150 ポンド。標準は 200 ポンドで、20 ポンドのものもいた。Dietz, *op.cit.*,p.384；酒井『財政史論』99 頁。

(18) ウスターシャーの 9 人の補助税委員のうち 4 人が 20 ポンド以下の査定を受けていた。Dietz, *op.cit.*,p.386.

(19) Dietz,*ibid.*,pp.386・7. ハートフォードシャーに土地を持っているロンドン商人は低い価値評価を受けたハートフォードシャーで納税しロンドンでの支払いを拒否していたという事例がある。

(20) Dietz,*ibid.*,p.387.

(21) Dietz,*ibid.*,p.388.

(22) 大野『前掲書』260-65 頁。

(23) すなわち一単位の補助税が賦課された場合も一回の供与が二か年にわたって徴収されており、前後する供与間には前回の未徴収分の徴収が重なることもあり重ならなくとも徴収が連続し事実上「毎年徴収」がなされていた。Dietz, *op.cit.*,p.389,n.17.1589 年以前では 1559-60 年の £195,400 と 1572-73 年の £175,000 が「補助税と 1/15 税」の最高値であった。その後 30 年にわたって事実上の「毎年徴収」が続き 1602 年の £169,748 が最高値で 1598 年の £32,454 が最低値であった。

(24) Dietz, *op.cit.*,p.389. 議会は例外として 1601 年の 4 か年連続の供与をした。また 93 年税では 3 番目の補助税は 2 分割 2 年徴収の形がとられた。

(25) ジェイムズ一世初期 (1603 年～1611 年) における「補助税と 1/15 税」の年々の支払実額は 1604 年の £123,494 が最大値でその後漸減し 1610 年の £58,272 が最低値であった。Dietz, *op.cit.*,p.390.

(26) Dietz, *op.cit.*,p.391；隅田『前掲書』、167 頁。

(27) 100 ポンドをすべて土地収益と見なせば税額は 20 ポンドで、有力者 323 人で 6460 ポンド以上を負担したことになる。

(28) Dietz, *op.cit.*,pp.391-3.

(29) Dietz,*ibid.*,p.393.

(30) 大野は 19 単位としている。『前掲書』255-7 頁。

(31) Dietz, *op.cit.*,p.393.

(32) Dietz,*ibid.*,p.393.

(33) 酒井『財政史論』110-6. 頁。

(34) Dietz, *op.cit.*,p.394.1534 年の補助税法の前文に課税根拠として「良き統治への感謝」という非軍事的すなわち経常的な事項が盛り込まれ、これが財政の二元主義の風化を示すのかどうか

の G.L.Harriss と G.R.Elton の論争について、酒井『混合王政』第一章参照。

(35) Dietz, *op.cit.*,p.392. 先行の 1563年の税収は 149,722ポンドで、後続の 71年の税収が 136,694ポンドであったのに対して 66年の 87,000ポンドであった。

(36) Dietz,*ibid.*,p.395.

(37) 船舶税全般について酒井『チャールズ一世の船舶税』(2005年)参照。Dietz, *op.cit.*,p.396.

(38) シェリフの位置づけについて酒井『船舶税』第 1部を参照。

(39) 富者有利と貧者不利になる傾向があり大土地所有者にはエーカー当たり 2～2.5ペンスの査定が行われ、小土地所有者にはエーカー当たり 2シリング 4ペンスの査定がなされた事例やポーツマス駐屯軍の兵士が二つの家屋と船を持っている市民と同額の査定を受けた事例や「施し」受けている貧困者が査定された事例がある。Dietz, *op.cit.*,p.397.

二． 内乱・空位期における査定税

1. 週割査定税の新設

1641年 11月 22日の「大抗議文 (Grand Remonstrance)」、1642年 6月 1日の「19か条の提案 (Nineteenth Propositions)」という議会側の改革案に対していずれも国王が承認を拒否し、国王と議会の対立は非和解的となり、42年 8月 22日に国王がノッチングムで挙兵して第一次内乱が勃発した。両者の攻防があり、44年 11月に議会軍の抜本的改変を目指すニューモデル軍が結成された。両者の一進一退のにらみ合いを一気に打開するためのニューモデル軍の創設のために、ジョン・ピムらがかねて提起していた査定税の創設を提案した。ピムは軍事的危機突破のために 43年 7月に消費税を創設している。査定税と消費税はともに第一次内乱を乗り切る軍事費調達のための新税であった。両税は内乱・空位期・王政復古・名誉革命を生き延び 18世紀重商主義国家の基軸的財源となった。

1642年エッジヒルの戦いは勝敗不分明のまま議会軍と国王軍の両軍が睨みあう膠着状態になり、内乱は長引くことが予想された。国王軍が目標をロンドン掌握に変えたため議会派はロンドン防衛に向かわねばならなかった。ロンドン掌握は長期化が予想される内乱の戦費調達の鍵であった。ロンドンは主要な金融都市であり関税収入が集中する場でもあった。しかし関税は海軍を支える財源であり議会軍を支えるものではなかった。議会では、応急措置として、借入・地方税賦課・支配下に入れた王党派の所領への課金などが考えられたが (1)、必要なのは関税のような安定的で確実な収入であった。そこでピムが主導する議会は 43年 7月に消費税を、同年 2月に査定税を創設した。(2) 査定税は創設二年にして国家財政最大の財源となり公信用の基盤をもなし、王政復古まで軍を支える財政的主軸をなした。

1643年 2月 24日の議会条例名は次のようであった。An Ordinance for the speedy raising

and levying of Money for the maintenance of the Army Raised by the Parliament, And other Affaires of the Commonwealth, by a Weekly Assessment upon Cities of London and Westminster, and every County and City of the Kingdome of England, and Dominion of Wales.「43年2月条例」は現金・貴金属・地代・土地・1/10税収・年金・官職などに週割で賦課するものであった。(3)

この最初の州割査定税は個々人の財産に対してではなく各州に一定額を賦課するものであった。この直接税に先行する直接税は(テューダー)補助税と(スチュアート)船舶税であった。査定税は船舶税と同様に、全国的に賦課される税額をあらかじめ決めてそれを各州・各都市に配分する割当税であった。この点、地方での財産調査額に一定税率をかける補助税とは異なっていた。しかし査定税と補助税は、財産査定と徴税が地方ジェントリなど地方有力者によって担われた点で共通しており、国王直属のシェリフによって査定・徴税が執行された船舶税とは異なっている。しかし補助税については査定・徴税という税務から地方ジェントリが次第に手を引くようになったのに対して、査定税については逆に査定・徴税の税務の全責任が地方ジェントリの肩にかけられた。(4) このことが査定税徴収への反発を少なくし高い効率性をもった一因である。

長期議会の週割査定税は、チャールズ一世の船舶税(1634-9年)が全国的な査定額割当制をとったことを先例としていた。(5)「43年2月条例」による週割査定税は財産状況を正確に評価する手段を欠いていた。各州の査定税割当額と各州の支払い能力との間には信頼できる関係はなかった。内乱のさなかであり、国内は議会派の支配地と国王派の支配地に分かれていた。議会は、全国の州と市が査定税を支払えば毎週33,750ポンドの収益が、毎月135,000ポンドの収益が上がるものと見積もっていた。王党派が支配する諸州では当然徴税はかなわなかったが、そこを議会派が奪取すればそれまでの査定税未納分を合わせて徴収を強行することが可能であった。そうしなければイギリスに議会派とは別の主権の存在を認めることであり、議会派は自らを唯一正統なイギリス政府とみなしていた。(6)

「43年2月条例」は国王軍が解散しない限り三か月有効とされていた。資金の必要は急を要していたので、議会は比較的容易に徴税できるロンドンに狙いをつけた。ロンドンには「他州よりも高い税率がかけられ、それを先例とはしない」とされた。(7) シティのリーダーは議会派の主戦派ピムとのつながりがあり、高率の査定税に応諾した。逆に議会は、条例有効期間に徴収した44,200ポンドのうち3,000ポンドを直ちにロンドンに払い戻し、それはロンドンとウェストミンスター防衛のためロンドンが自らの費用で徴募した兵士の給与に充てられた。各州と都市での査定と徴収を所管する州委員会を任命する権限を議会が有するという規定は、「43年2月条例」のうちで最も重要なものであった。(8) 州委員会のメンバーは地方における伝統的リーダーたちであった。かれらは「43年2月条例」による査定税を3月1日までに徴税すべく精励した。(9) 州委員会の下に副委員会が構成され、副委員会は条例が定めた課税対象を査定する適格

者を任命した。さらに委員会は徴税人を任命し徴収分をロンドン・ギルドホール(Guildhall)の軍財務官 (Treasurer of the Army) に上納せしめた。条例は徴税人がロンドンとは別のところで別の人物に徴税分を上納することを認めていた。(10) この条項は査定税システムの大きな弱点であった。徴税人が地方の駐屯軍に地元の徴税分を直接納め、議会派の主要軍への流れを滞らせた。

査定人は所管区域の財・収益・地代の査定を行った。庶民院議員の所有物は貴族によって査定された。(11) 査定人は一週間以内に査定結果の写しを委員会に提出し、委員会は査定結果を承認し、委員が署名した写しが10日以内に徴税人に手渡された。もう一つの写しがロンドンの軍財務官に送られた。この手続きを経て委員会と徴税人と軍財務官のすべてが、徴収されギルドホールに上納される税額を共通に認識することになった。軍財務官 (ギルバート・ジェラード) は徴税人から上納された税収の領収書を発行した。徴税人はこの領収書を議会に提出し議会は領収簿に記帳して軍に供与しうる資金量の確認をした。(12)

議会は査定と徴収に際して地方の反発や抵抗があることを懸念していたので、州委員会に有能な人材を選抜し彼らに任務遂行の強力な権限を与えた。納税を拒否するものに対して、家宅侵入・差押え・差押え品の売却・罰金・投獄の権限を与えるとともにその執行に特別訓練隊 (Trained Bands) の援助の要請をする権限を与えた。(13) 国内行政に軍事力を利用するのは、プロテクトレイト下 1655年に敷かれた軍政監制 (Major-General) に典型的にみられるが、それに先行して査定税業務に軍の力が用いられたのである。外国人には二倍の税率がかけられ、査定人に対して虚偽行為をして税逃れをしたものには3倍の税率がかけられた。地方で抵抗する王党派や中立派に徴税を執行するのは困難を極めた。このような査定税の査定・徴収の困難を打破するためには軍事力の援助が必要であった。地方ジェントリには常備軍が国防のためではなく専制政治のための存在であるという懸念があった。そうした懸念があるにも関わらず査定税業務への軍事力の利用が当初から予定されていた。

査定税の行政機構は、議会→州委員会→徴税人・査定人の指揮系列からなる簡明なもので全国を統括する官僚制機構が整備されることはなかった。ロンドンに集められる徴税分のポンド当たり3ペンスが行政費として控除され、このうち2ペンスが徴税人に1ペンスが査定人その他に与えられた。(14) 最初の条例によるこの報酬はその働きの重さに見合うものではなく、その後条例で引き上げられた。

週割査定税は議会派支配地域で月額97,000ポンドの税収があるものと見込まれていた。王党派支配地域もやがては月額38,000ポンドを上げるものと見込まれていた。双方を合わせて135,00ポンドが見込まれていた。しかし議会派支配地域ですら43年春に所期の税収を上げることはできなかった。問題の一つは、納税者が査定額が不公正だと訴える手順が定まっていなかったことであった。43年3月に補足的条例が出され、納税者の上訴権が認められ、訴えが正当な場合一部免税を認める手順が整えられた。(15) 週割査定税の徴収が滞った理由として次に考えられるのはロンドンの査定額が他から抜きんで高かったことである。取り易いところか

ら取るという安易な姿勢が議会にはあった。ロンドンはそれを欣然と受け入れたわけではなかった。市議会は高率の査定税を受け入れる条件を示した。1. エセックス軍の資金として60,000ポンドを貸付けるといふ議会からロンドンへの要求に、両院の議員自身が貸付けに応じること。2. この貸付の返済には週割査定税の最初の徴収分を充てること。3. 戦闘終結後、軍はロンドンから遠方で解散すること。(16) 議会はこの三条件を受け入れ、入手予定の査定税から返済すると確約した。また残額があれば年率8%の利付で3か月以内に全額を返済すると約束した。(17) こうした妥協をしながらもおロンドンで徴収される査定税の4万ポンドごとに24,000ポンドを返済するという追加的譲歩をしなければならなかった。ロンドンの査定税未徴収分は48年末のプライドのバジ後まで完納されなかった。特別に高率の査定税をかけられたロンドンでの査定税の徴収のこうした難渋は、エセックス軍への貸付金返済をめぐる議会のロンドンへの数々の譲歩から推量しうる。議会がロンドンに対して行った譲歩はそれに尽きなかった。43年の場合、ロンドンで徴収された査定税は軍財務官 G. ギルバートにではなくシティの金融業者 (John Wollaston, John Towse, Thomas Andrews) に直接納められた。これらの金融業者は同時に市参事会員を兼ね、45年3月には戦時財務官 (Treasurer at War) となりそれ以降51年まで査定税の徴収と支出についてその両面の支配権を得た。これは関税についてほかの市参事会員がその支配権を壟断したのと同じである。ロンドンの金融業者は議会派の主要収入である関税と査定税を掌中に収めていたのである。査定税財務官となった市参事会員は軍財務官と相並んでギルドホール (ロンドン市庁) で査定税を受け取ったのである。

「43年2月条例」による最初の週別査定税の徴収は、ロンドンでと同様に各州においても順調な滑り出しでなかった。議員自身がロンドンを離れて地元に戻り州委員会のメンバーとして査定税業務の任に当たることに消極的であった。各州の地方リーダーも、反税感情への対処を含む税業務の負担をともに担うべき議員が不在のまま査定税の施行を行うことに二の足を踏んだ。庶民院は査定税の州委員となっている議員に次のように督促した。議員が「43年2月条例」の写しを地元を持ち帰ること。従者にロンドン (ハーバーダッシャー・ホール) で査定税の査定簿を受取り州委員会に持ち帰らせること。こうして3月・4月には遅ればせながらいくばくかの査定税が入手され、フェアファックス指揮下の議会軍に6,000ポンドが融通された。先に見たように議会はロンドン市議会に60,000ポンドの貸付を依頼した。貸付は3月に三分の一がなされた後、滞ったためシティの金融業者で査定税の受納と支出を一手に掌握し戦時財務官にもなった典型的「金融家官僚」ジョン・ウォラストン (John Wollaston) に残りの40,000ポンドを融通させた。(18)

ロンドンと各州のいずれにおいても新税である週割査定税の徴収は遅滞した。遅滞の原因と考えられるのは次の諸点であった。毎週徴収される個々の納税者への課税額は少額で実務量の多さに比べて収益は微小であったこと。税務を統括する州委員会の地方リーダーに給与がなく熱意を期待することができなかったこと。またテューダー補助税と同様直接税は間接税に比し

て抵抗感があつたこと。抜きんで税率の高いロンドンの徴税がたちどころに停滞したこと。議会は、軍への貸付を調達するものとして設けられたハーバーダッシャー・ホール委員会に、州委員・徴税人・査定人を召喚して税務遅滞を弁明させる権限を与え、特別訓練隊にマスケット銃兵を納税拒否者に差し向ける権限を与えるなどの改善策を行った。(19)

これらの諸策が功を奏することはなかつた。「43年2月条例」は三か月の時限的なものであつた。徴収は遅滞していたが議会はさらに二か月の延長を決めた。税収の滞りは同税を担保とする借入も停滞することになった。これに比して消費税担保の貸付は順調に進み43年から44年の間に90,000ポンドが議会軍に貸し付けられた。さきに見たそれより少額のロンドンからの60,000ポンドの借入の進捗は遅々としたものであつた。(20)

先述の通り「43年2月条例」は、地方委員会に当地での査定税収を地方の駐屯軍に納める権限を与えていたため、少なからぬ査定税がロンドンに集められず地方で費消されてしまった。このことが43年査定税の収益の把握を困難にした。さらに43年3月に議会が、税の不払い者に対してその財産の1/20の価値相当を差し押さえる「1/20税 (Twentieth)」という名称で旧補助税類似の税を条例によって成立させていた。この税と一か月前に設けられた週割査定税が混交したことも後者の税収の把握を困難にした。以上のように査定税の船出は順調でなく遅滞と混乱と不確実さに満ちたものあつた。後にイギリス国家の最も収益性の高い戦時収入になることは予想だにできない状況であつた。

1643年8月3日に、週割査定税の二度目の条例(「43年8月条例」)が出された。その特徴は、ロンドンが査定・徴税対象から外され、近隣のウェストミンスターとミドルセックスの割当がわずか週750ポンドとされたことである。最初の「43年2月条例」では他の諸州とは比較にならない高率課税がなされたロンドンに対するこの措置は、ひとえにロンドンの財力の持つ貸付能力への配慮であつたのかもしれない。諸州については最初ものと同じであつた。ただ「43年8月条例」では、高率地代 (rack rent) で貸し出されている土地の税については地主が、低率地代 (easy rent) で貸し出されている土地の税については借地人が支払うことが明記された。(21)

チャールズ1世が1642年8月にノッチングラムで挙兵し、同年10月にエッジヒルで最初の交戦がエセックス軍との間であつたものの勝敗は決しなかつた。翌43年7月にラウンドウェイで議会軍が破れ、同月ブリストルがルパートの指揮する国王軍の手に落ち、8月にはグロスターでの攻防戦は勝敗がつかないものであつた。43年秋には数千の議会軍兵士が給与未払いを理由に議会派の大義を捨てて軍を離脱した。こうした議会軍不利の状況は、43年9月の「厳粛な同盟と契約」によるスコットランドからの軍事援助の期待が持たれたものの、やはり好転しなかつた。議会軍の弱性露見の状況で、長期議会は安定的な財政的基盤の必要を痛感し、次のような決定をした。西部方面軍のための新たな兵士を徴募する。それを支える財政的基盤を用意する。主力軍の徴募のために消費税から20,000ポンドの借入をする。さらに同軍を財政的に支える月割査定税を設ける。ここに週割査定税から月割査定税への変更の意思が示された。(22)

2. 地方軍と月割査定税

最初の月割査定税を定めた「44年3月条例」(43年12月提案)が議会で成立した。歩兵7,500人、騎兵1,000人からなるエセックス軍に、新たな月割査定税からの資金が直接支給されることになった。(23)しかしその軍の維持費は毎月30,500ポンドを必要としたが、初めての月割査定税はそのうち8,059ポンドしか調達することができなかった。不足分は消費税から20,444ポンド、「1/20税」から2,000ポンドが充てられることになった。最初の月割査定税がエセックス麾下の軍に充てられるものであったように、先行の「44年1月条例」による査定税はマンチェスター伯爵麾下の東部連合軍に、「44年2月条例」のそれはトーマス・フェアファックスのヨークシャー防衛軍の兵士徴募に充当されるものと定められていた。

最初の(44年3月の)月割査定税はエセックス軍に充当されるものであったが、44年9月のロストウィシエルの戦いで敗北し、改めて強力な指揮と確かな財政的基盤の必要が痛感された。「44年3月条例」の特徴は、査定税を週割から月割に変更されたことと、特定税収を特定の軍に充当したことであった。この最初の月割査定税は、より十全な財政的基盤を狙った翌45年のニュー・モデル軍支援のための月割査定税の原型をなした。44年の複数の条例による査定税は各地方の特定の軍を支援するものであったから、それらを国民的・全国的税と呼ぶことはできない。44年の諸条例による査定税で国民的・全国的税と云うものは、同年10月に成立したアイルランド派遣軍支援のためのものだけであった。

関税は海軍へ、消費税は陸軍へ充当され、両者は長期議会の財源の中軸をなしていた。内乱の進行の中で軍と艦隊はともに増強されたため従来の関税と消費税の資金では不十分であった。地方の軍とその連合体は特定地域の防衛では有効であったが国王軍への統一的な共同攻撃には不適格であった。議会派の諸軍の連携は円滑でなく地方権力の多元性はそれを困難にしていた。この難問を解決する決め手が「辞退条例」であった。

1644年12月の「辞退条例(Self-Denying Ordinance)」によって貴族院の議員はすべて自動的に軍の指揮権から除かれ、庶民院の議員は軍内の地位か議会内の地位のいずれかを辞退しなければならなくなった。これによって軍司令部内における将校同士の確執・抗争がなくなり、議会派の大義に忠実なもののみによって国王との戦いを遂行することが可能となった。(24)

3. ニュー・モデル軍条例(1645年2月17日)

第一次内乱初期の軍はいくつかの州の連合体で各々の独立性が強く相互の連携も取れていなかった。査定税もそれぞれの連合体に特定したものであった。1645年2月にクロムウェルらによってこうした弱点に対する批判がなされ議会軍の一元化が企図された。「辞退条例」に付帯する一連の法規で、ニュー・モデル軍を創設する、T.フェアファックスを総司令官にクロムウェルを副司令官にする、新しい統合軍に財政的支援をする、という大筋が示された。(25)議会とスコットランドの合意に基づく新たな執行機関である「両国委員会(The Committee of Both

Kingdoms)」は45年1月に、財政面を懸念し庶民院へ兵士給与の監査を求め、軍財務官 G. ジェラードに兵士給与未払証明書 (debentures) を出すよう進言した。議会はこれらの進言を受け入れ、その上で6,000名の騎兵、1,000人の竜騎兵、14,000人の歩兵からなるニュー・モデル軍を創設する「45年2月条例」を出した。歩兵は日当8ペンス、竜騎兵は日当2シリングとされ月額総計44,952ポンドの経費が見込まれ、それは同条例が定める月割査定税によって賄われることになった。それは議会軍の支配下にある諸州と諸都市に賦課されるものであった。条例は、この月割査定税は45年2月から11月まで執行し、任命される州委員会は条例発行後8日以内に査定を開始し毎週二度の会合を持つこと、またメンバーの増員や査定人の任命権も付与すること、査定に当たっては「公平で通常の税率」すなわち旧来的慣行を配慮すること、などを盛り込んでいた。(26)

ニュー・モデル軍創設を定めた「45年2月条例」は軍の諸州連合形態を想定した先行条例を破棄し、全国的軍の創設とそれを支える全国的税を規定していた。徴税人は徴収分のすべてをロンドンに上納し各地の駐屯軍への漏れは閉ざされた。王党派支配地域の査定はなされず、そのため逆に税収の見込みが確かなものになり借入担保としての確実性が増した。査定人は任命権者たる州委員会に迅速に査定結果の写しを提出しその署名と封印をした写しの一つが徴税人に、一つがロンドンの財務官に、もう一つが議会の「王国会計委員会 (Committee for the Taking the Accounts of the Kingdom)」に送られた。この委員会は州委員会の代表者に宣誓させる権限を持っていた。州委員会は徴税人の任命をしポンド当たり1ペンスの給与を与えた。査定・徴税に関する納税者からの異議申し立てが出された場合、州委員会は紛争処理に当たりその最終的裁定者たる権限を与えられた。議会は同税の会計手続きの改善も行い、州委員会にその議事録を議会に提出させ、ロンドンの財務官は上納された税の領収書を徴税人に出した。これらの改善によって月割査定税は中間の漏れもなくギルドホール (市庁) の8人の戦時財務官の落手するところとなった。議会は、ニュー・モデル軍の徴募資金として45年2月の月割査定税の先取りという形の8万ポンドの借入を決め、ロンドンの金融業者や議員自身が求めに応じて短期間に83,160ポンドが集まった。この時もロンドンは貸付の条件として同税受納官に貸付者自身が就きポンド当たり3ペンスの手当てを受けることを条件とした。(27)

このように8人の戦時財務官の指揮の下で査定税業務が整備されることで査定税徴収は確実性を増し第一次内乱期のニュー・モデル軍を支える資金の大半を調達することになった。8人の戦時財務官は4人のロンドン市参事会員 (J.Wollaston, T.Andrew, J.Warner, T.Adams) と4人の商人 (A.Chamberlain, G.Witham, F.Allen, J.Dethicke) からなっていた。この8人のうちアレンを除いて1642年以前からロンドンの金融界・商業界の大立者であった。8人のうち6人は40年以前から長らく市参事会員を務めていてその政治的立場は明確に議会派であった。(28) 47年から49年の独立派・長老派・水平派の政治的抗争においてアダムズとチェンバレンは長老派であった。そのためアダムズは47年にも49年にも戦時財務官に任命されなかった。

ワナーは独立派で48年にも戦時財務官を務め市長の懐刀であった。デシックとアンドリューズとウォラストンも独立派で51年にも戦時財務官に留まっていた。ウィザムの政治的立場は不明で47年・49年には再任されていない。アレンは大立者ではなかったがクロムウェルの側近で政界と財界を巧みに取り持ち軍の借入を取りまとめ、51年まで戦時財務官を務め残部議会の議員となりコモンウェルスの國務會議委員にもなった。(29) 45年2月の月割査定税開始時の戦時財務官の多くは独立派で51年まで彼らによって査定税の中央統制は担われた。

戦時財務官はロンドン・ギルドホール(市庁)に詰め、軍財務官G.ジェラードとも連携して査定税の全国的直接税としての定着に努めた。議会内委員会は査定税の支出面の監視を行い使途の決定をし戦時財務官への支払保証書の発行も担った。44年2月に設けられた「王国会計委員会」は、ニュー・モデル軍条例が州委員会に査定税の徴収状況を逐一議会に報告すべしという指示を出して以来、庶民院による査定税業務の統制を強化していった。査定税に対する中央統制はプロテクトレイト下でも継続され、1690年代の財政革命を特徴づける議会的統制の先駆けとなった。(30)

4. 査定税の運用

「45年2月条例」に基づく月割査定税の徴収は、1645年2月から46年10月にかけて、州の徴税人によって行われ、20か月分として査定された1,070,720ポンドのうち934,363ポンドがロンドン・ギルドホールにもたらされた。徴収率は87%ということになる。(31) この数字は先行の週割査定税よりもはるかに高いものであった。その理由の一つは、徴税人がロンドン・ギルドホールに税収を移送したときポンド当たり1.5ペンスの手当てが支給されたことである。またその後、条例に軍の協力をバックにした懲罰条項が盛り込まれたこと、さらに「辞退条例」に示された議会派の内乱勝利の決意の強さもその要因である。またロンドンの練達の金融業者が戦時財務官(金融家官僚)となり効率的な会計制度を導入して月割査定税の税務を改善したことも見逃せない。

戦時財務官は月割査定税そのものを受納するとともに、1645年にその税収を担保とする年利8%の借入金146,000ポンドをも受け取った。この借入金はネイズビーでの決定的勝利に導くためにニュー・モデル軍に供与されるものであった。(32) ロンドンの財務官は月割査定税の税収を月額46,000ポンド受け取った。先の軍財務官G.ジェラードが42年8月から45年3月に軍用として全財源から受け取っていた月額34,000ポンドを大きく上回っている。(33) この月割査定税の増大は、1645年・46年の議会軍の勝利による王党派支配地域の縮小と議会派支配地域の拡大によるものである。

チャールズ一世の敗北と逮捕は、イングランドが直面する軍事的憲法的抗争を解決するものではなかった。他方、議会政府がアイルランドのレインスターとアルスターの基地保持のために戦闘を続けており、47年に議会は、ニュー・モデル軍の多くの連隊をつぎ込んでアイルラン

ドの反乱鎮圧にあて、残余の軍は解散する計画を立てた。国内では、議会派内部で国王・政府・教会・軍の位置づけについて分裂抗争が熱を帯びていた。内外多難の中、月割査定税は軍への資金供与を続けた。

月割査定税は内乱・空位期のすべての収入制度のうちで最も効率的で行政費用が最も安価なものであった。戦時財務官は、月割査定税の収入管理と軍への資金供与の両面の活動をしていた。徴税者と税収配分者の二重の役割を兼務することは不正の繁茂を助長するものであったことは十分に推測される。正確な実態は不明ながら、戦時財務官の決算書から月割査定税の入と出についてウィーラー作成の「戦時財務官の決算書」(後出 33・4頁)が概算を示している。

月割査定税は、その徴収が安定的で、行政経費が少額ですみ、また収益性が高いことが特徴であった。第一次内乱終結後 1647年の国制をめぐる議会内対立から、48年の第二次内乱勃発とプライドのパージにかけての混乱期に徴税率が78%に落ちたのは例外的であった。45年から51年にかけて5年間に戦時財務官が軍に対して提供した6,990,583ポンドのうち74%が査定税で占められていた。この間の査定税収益520万ポンドのうち行政経費はわずか2%で、これには徴税人によるロンドンへの税収移送費も含まれている。月割査定税は全国的税たることを目指しその税収を徴収した地方の駐屯軍に支給することを許さずすべてロンドンに上納することが定められていた。一部地方駐屯軍に流れたがその額はわずか27,012ポンドであった。ニュー・モデル軍もその駐屯軍や連隊がこの時期イギリス各地に分散していたが、それらへ提供された総額3,247,059ポンドのすべてがロンドンの戦時財務官から為替手形や支払保証書や地金などの形で配布された。(34)

戦時財務官には既述の通りロンドンの有力金融家が就任し公務と私益を一体のものとしていた。彼ら自身、軍支援のために総計125,891ポンドを私財から前貸しし、元金を年率8%の利子を付けて返済を受け取っていた。彼らの貸付金は、1645年12月のフェアファックス軍補修費に用いられた。この戦時財務官の8名は、45年2月から51年12月までに謝礼と給与の形で年平均7,747ポンドを受け取っていた。月割査定税の徴収と分配の両面を管掌し、それを担保とする貸付には元利合わせて返済を受け、さらに少なくない報酬も得ていた。公務と私益を一体とする金融家官僚の面目躍如たるところである。戦時財務官が軍の財務と月割査定税とともに管掌して、ロンドンの金融界が議会の財政政策に大きな影響力を持つことになり、債務者たる議会政府に対する一般債権者の信頼を保証するかに見えた。その結果44年から49年にかけて国家負債は300万ポンドを越えるまでに膨張した。この負債は最終的に債務不履行として処理されることはなかったが、査定税によって返済されることはなく、資産(没収した国王・王党派の土地)の売却などによって返済された。(35)

第一次内乱終結までの月割査定税について特記すべきはその行政費の少なさ(全収益の2%)とともに徴税実額が査定額の約90%であったという事実である。その理由として次のことが考えられる。第一に、長期議会の月割査定税条例は、州委員会に少なからぬ強制手段を与えたこ

とである。納税拒否者に対して、罰金や没収を軍事力の支援を受けながら執行した。第二は、議会派支持が強い諸州は、その大義を支持して月割査定税を進んで支払ったことである。議会派をさほど支持していないところでもいくばくかの税を徴収しえた。第三に、1646年秋までは多くの人が平和になれば軍事費のための査定税は終わるだろうと見越していたことである。兵士給与の未払い分に懸念が残るが、それは王党派の土地の没収と売却によって完済されるであろうと期待していた。(36)ただこの期待は裏切られた。

5. 平和・危機・戦争

1646年5月にチャールズ一世が投降し、第一次内乱は終結したが、アイルランドでの戦争はなお続き、そして月割査定税も終止することはなかった。国王と議会の和解もならず、議会内の独立派と長老派の分裂は人々の納税意欲をそぎ、州委員会をも分裂させ、委員会による徴税のための強制手段の執行もこなわなくなった。かくして月割査定税の税収は激減した。また内乱終結は人々をして月割査定税の支払を控えさせた。議会は46年10月に期限が切れる月割査定税の更新ができず財政状況を一層悪化させた。税の未徴収額は46年1月から膨らみ続けていた。47年初めに月割査定税の徴収額は310,000ポンドを下回り兵士給与未払額は330,000ポンドとなった。(37)議会内抗争が月割査定税の更新の機を失わせた結果、軍が宿営地をそのまま「自由地 free quarter」として給与代わりにするのを余儀なくさせた。(38)さらに議会は47年中葉に、兵士給与未払いのまま大半の軍を解散し、残余の歩兵連隊はアイルランドに送り付けようとしたことは、軍の長期議会に対する不信感を増幅させた。(39)議会のこの試みは兵士に対する財政的義務を回避するもので、将校と兵士の信頼も忠誠心も議会は失うことになり、議会に代わって軍が教会と国家の根本的改革を望む者の機関となる状況を生んだ。

1647年6月になって月割査定税の新たな条例が成立した。この査定税は47年3月25日から48年3月25日まで有効とされ、フェアファックス軍の兵士の給与に充てられ、「自由地」を奪われて困窮する民間人への対策がとられ、しかもアイルランドでの戦争遂行を可能にするものと期待された。(40)この条例による査定はイングランドとウェールズの全州に対してなされ、それまで割高な負担をしていた議会派支配地域の税率は下げられた。9月に議会はウォラストンらを再度戦時財務官に任命し、また両院から選ばれた議員によって構成される新軍委員会を設け、査定税収益からの支出の監督と認可に当たった。47年3月以来取り上げられていた「自由地」は提供者の納税分とされ、また査定税収益はフェアファックス軍支援だけに用いられることになった。1647年を通して、議会内抗争のため査定税の大半が徴収されないままであったが、兵士の給与状況についての検証は行われ、取得した「自由地」や衣服が未払分から控除された。控除後に残る未払い純額について「兵士給与未払証 (debenture)」が発行された。こうした戦後処理が行われたが、48年4月に第二次内乱が起り、軍の解散と兵士給与への対応も49年まで先延ばしにされた。

査定税の未徴収分と兵士給与の未払は49年になっても改善されず、査定税収益を担保とする借入額は47年8月から48年10月までの査定税未徴収分を超えるものであった。ただ、王党派に対するニュー・モデル軍の勝利とプライドのパージをへて国王の裁判と処刑、そして共和国宣言へと事態は突き進んだ。政治問題の力による解決がなされて、州委員会による査定税の再執行がなされ未徴収分の徴収も再開された。

全体として、47年1月以来の陸軍兵士への未払い給与が12万ポンドで、さらに42年以來の陸・海軍兵の戦役に関わる未払金総額が150万ポンドあった。さらに軍用品・衣料・食料・船舶を賃貸業者・納入業者への未払金が150万ポンドあった。これらの負債は月割査定税のほかに関税・消費税・アイルランドの略奪地・国王領や王党派所領の売却・王党派への科料によって清算されなければならなかった。(41)

6. 共和政(1648-53年)下の査定税

1648年のプライドのパージ後のランプ議会は、「49年4月条例」で月額9万ポンドの月割査定税の徴収を決め困難な財政問題との格闘を開始した。共和政政府当初の1649年3月から51年12月までの2年半の間は徴収が比較的順調に進み、同査定税の収益は3,150,000ポンドに上った。それがアイルランドとスコットランドでの戦争を支えた。ただその戦費は借入によらない方針がとられたため、州委員会の徴税における強制手段が一層強化され、納税拒否者の投獄、その財産の没収売却の権限などが与えられた。(42)

1652年に第一次英蘭戦争が勃発し、アイルランド・スコットランドの軍事的占領も続いていたため、月割査定税を月額120,000ポンドの高率で続行しなければならなかった。この高率税がイングランドの担税力の限界であったため、51年12月から53年6月までに査定額180万ポンドのうち徴収されたのは150万ポンドに止まり、徴税率は84%であった。しかし同期間の戦時財務官からの支出のうち実に85%が月割査定税によるものであった。月割査定税は共和政政府の戦費の大半を担ったのである。(43)

月額120,000ポンドという高率課税がなされて徴税率が84%に低下したけれども、月割査定税は一貫して陸軍の主要財源であり、対オランダ戦で膨らむ海軍費をも賄った。これは一部に戦時財務官の報酬がポンド当たり3ペンスという歩合給から固定給に改められたことによる。ただ州委員会と徴税人はポンド当たり2ペンスという歩合給が続けられた。この報酬は州レベルで控除され、51年から53年で12,600ポンドであった。全体として月割査定税の行政費は総収益の3%を下回った。(44) この数字は空位期末まで変わらなかった。地方の月割査定税の査定・徴収の管理は、行政費を低く抑え州委員会と地方徴税人を督促して査定税システムを効率化させるのに必須であった。このことは18世紀における土地税の査定・徴収においても引き継がれた。

ジョン・ウォラストンは戦時財務官を1651年12月の退任しウィリアム・レマンとジョン・

バックウエルが後を継いだ。両名ともクロムウエルと近しくバックウエルが45年にクロムウエルの騎兵連隊大尉をし、46年に戦時財務副官、49年に戦時財務主席副官、53年にレマンとともにリチャード・デインのもとで戦時財務官となり戦争と財政の仲介をした。(45)

バックウエルとレマンとデインは59年まで戦時財務官を務めたが再開したランプ議会によって解任された。この三名は53年6月から59年12月までに550万ポンドの資金を動かした。その内月割査定税はプロテクトレイトのもとで単体としては最大の資金源であった。54年の平時復帰とともに、月割査定税の税率は53年から59年にかけて月額12万ポンド・9万ポンド・6万ポンド・3.5万ポンド漸次引き下げられ6か年間の総査定額が580万ポンド(徴収実額516万ポンド)であった。(46)57年に税率6万ポンドを維持できず3.5万ポンドに引き下げられたことで、57年から59年にかけて国家債務が鋭角的に肥大化した。そしてこの債務累積が59年の政治的財政的危機の主因となり、プロテクトレイトの終焉そしてチャールズ2世の復位へと事態は展開した。(47)

1653年6月から59年2月までの月割査定税の徴税率は85%であった。この6か年の同税の総徴税額は5,164,519ポンドでそのうち202,000ポンドが先行時期(51年から53年)の未徴税分であった。これによって51年から53年に徴収されるべき180万ポンドの月割査定税のうち94%が最終的に徴収されたことになる。同様に53年から59年の月割査定税の当期内の未徴収額は40,154ポンドであったが、59年2月以降に徴収された。戦時財務官は査定税を陸軍に供与したが、対オランダ戦争時(52年～54年)には726,333ポンドを海軍の支援にも回している。財務官の給与は53年に年額2,400ポンドに引き下げられ53年から59年の間の総額は15,600ポンドであった。州委員会と徴税人にはポンド当たり2ペンスの歩合給が出されこの期間の総額は43,000ポンドで、行政経費は58,000ポンドで全収益の1.1%であり、月割査定税の低コスト性は維持されていた。(48)

1654年プロテクトレイト第一議会は、消費税・関税など月割査定税以外のすべての収入を再建された財務府に納めるよう命じた。月割査定税の収益の大半は軍に充当されて戦時財務官が財務府とは別にそれを所管した。戦時財務官は軍とクロムウエルに政治的に直結した職業的行政官であった。

「戦時財務官の決算書」は、内乱・空位期を通してイギリスの政府財政における月割査定税の重要性を記録している。月割査定税の総収益は1645年から59年までで1,190万ポンドを上げている。この期にアイルランドでの査定税が194万ポンド上がったがこの収益のすべてはイギリス軍によるアイルランド占領のために用いられた。アイルランドのものも含めて月割査定税の収益はこの期のイギリスの収入の単体として最大のもので、この収益の大半はイングランド、アイルランド、スコットランド、ジャマイカ、ダンカークで展開するイギリス軍を支えるものであった。共和政政府が長期議会から引き継いだ負債の返済のために入手したすべての土地を売却し尽くしており、イギリス政府は1652年までにはや軍事展開を財政的に支えるための資産

売却の道は閉ざされていた。このことは旧「国王私財」の喪失を意味し実態的意味での租税国家化を意味している。(49) 王政復古がなっても、国王は戦費はもちろん文政費においても議会からの租税収入に依拠せざるを得なくなり議会による「財布の支配」が強まらざるをえなくなった。

7. 王政復古へ

テューダーからスチュアートへの交代期の1590年から1610年に戦争とそれに起因する負債の累積が国家財政の赤字状態を固定化し、1620年代と39-40年の諸戦争は国王の議会依存を不可避のものにし、内乱期には課税水準を空前のものにした。戦争がすべての起動因で、租税への依存が決定的になって二重の意味で租税国家化が進んだ。まずは国王領売却・旧来的諸権利(後見権・徴発権)の租税との交換などは「国家の割り抜き」あるいは「国王の無産化」であり、それは実態的な租税国家化を意味した。同時に租税依存は議会が政策決定に容喙する権限拡大を意味し、政治的・憲法的な意味における租税国家化を進めた。租税収入を基本財源とする議会制国家への展望を開いた。それを推進したのは戦争と内乱であった。(51)

王政復古直後から議会には査定税を回避しようという意思が強かったが、やはり軍事費調達に欠かすことができず査定税依存から脱却することはできなかった。その行政費が安価であること、収益の予測可能性が高いこと、中央地方ともその税務執行者の職業意識が高かったことなど査定税には他の税にないメリットがあった。60年・61年の軍事費は共和政軍の解散経費であり新体制護持には欠かすことができなかった。1665年から67年の第二次英蘭戦争の期間では査定税と人頭税が政府歳入の半分以上を占めていた。第二次・第三次の英蘭戦争において膨大な海軍経費を賄い比較的少額であった陸軍の経費も賄った。名誉革命後の四半世紀に間断なく続いた戦争は議会に消費税と関税とともに土地税という形で査定税を継続させた。

月割査定税が創設されたのはなによりもニュー・モデル軍を支えることを目的にしたものであった。組織性と戦術性に富み国民軍としての軍事的革新を目指す新型軍創設のためのものであった。しかしそれは創設時を越えてその後通常のものとして継続された。月割査定税とクロムウェル軍の特殊な関係は、戦争と政府財政改革との関係の強さを浮き彫りにした。イギリスの軍事革命に特徴的な戦術的・技術的変化が財政革命という行政的・財政的変化をもたらした。17世紀に生まれた軍と査定税の緊密な関係は次の世紀に引き継がれ第二次英仏百年戦争でその真価を現すことになる。

(1) J.S.Wheeler, *The Making of a World Power* (1999), p.173,n.3. *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642-1660*, ed. C.H.Firth and R.S.Rait (1911) (以下 *Acts and Ordinances* と略記), i.pp.38-40,61,64,69,77.

(2) ピムについて次を参照。J.H. Hexter, *The Reign of King Pym* (1941), pp.19-26.

- (3) *Acts and Ordinances*, i.p.85.
- (4) M.J.Braddick, *The Nerves of State, Taxation and the financing of the English state, 1558-1714* (1996), pp.134-40.
- (5) 船舶税以外で割当税の先例とみなされる事例があった。それは1640～41年に40万ポンドの税を賦課する割当税が設けられ、第二次スコットランド戦争の際イングランド北方に侵入したスコットランド軍撤兵の費用および同戦争に召集されたイギリス軍の解散費用に充てられることになっていた。ただ徴税の実態は不明である。Wheeler, *op.cit.*, p.175.
- (6) *C.J.* ii, p.972 ; *C.J.* iv, p.253 ; *Acts and Ordinances*, i, pp.86-8.
- (7) *Acts and Ordinances*, i, p.99
- (8) *Acts and Ordinances*, i, p.95.
- (9) 騎士にして準男爵のジョン・ホットマンと同じく準男爵のウィリアム・ストリックランドの二人がヨークシャーの州委員会のメンバーになり、トーマス・フェアファックスはヨーク市の委員会のメンバーになった。Wheeler, *op.cit.*, p.177.
- (10) *Acts and Ordinances*, i, pp.98-100.
- (11) Braddick, *op.cit.* pp.95-6. 酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』（2000年）、92-95頁。
- (12) *Acts and Ordinances*, i, p.98.
- (13) A.Fletcher, *Reform in the provinces, the government of Stuart England* (1986), pp.13-8.
- (14) *Acts and Ordinances*, i, pp.97-8.
- (15) *Acts and Ordinances*, i, p.100.
- (16) *C.J.* ii, p.972.
- (17) *C.J.* ii, p.983.
- (18) *C.J.* ii, p.29.
- (19) *C.J.* iii, pp.22, 23, 28, 41, 62, 98, 260, 276, 291, 308, .
- (20) *C.J.* iii, pp.310 ; W.O.Scroggs, 'English Finances under the Long Parliament', *Quarterly Journal of Economics*, vol.12, no.3, p.472.
- (21) *Acts and Ordinances*, i, p.224.
- (22) *C.J.* iii, pp.384, 400.
- (23) 「44年3月条例」ではロンドン・ウェストミンスター・サウスウオークの査定額は6,992ポンドであった。）*C.J.* iii, p.340, 400 ; *Acts and Ordinances*, i, pp.398-9, 402.
- (24) I.Gentle, *New Model Army in England, Ireland and Scotland, 1645-1653* (1992), pp.6-10.
- (25) Wheeler, *op.cit.*, p.187
- (26) *Acts and Ordinances*, i, pp.614, 664.
- (27) Wheeler, *op.cit.*, p.184.

- (28) V.Pearl, *London and the Outbreak of the Puritan Revolution* (1961), pp.292-3,325-31.
- (29) Pearl, *ibid.*, pp.142-4.
- (30) Wheeler, *op.cit.*, p.185.
- (31) 1,070,720 ポンドはニュー・モデル軍条例の月割査定税の1カ月分の見積もりが53,536 ポンドであったものを20倍した額である。Wheeler, *ibid.*, p.186, n.64.
- (32) *C.J.* iv, pp.73,74.
- (33) *C.J.* v, pp.12-14.
- (34) *C.J.* iv, p.692, *C.J.* vi, pp.273,414, 各地の査定税については次を見よ。 *Acts and Ordinances*, i, pp.958, 1107, ii, 24,54,285,290,456.
- (35) Wheeler, *op.cit.*, p.188 ; *C.J.* iv, pp.306,387-9.
- (36) Wheeler, *op.cit.*, p.188.
- (37) *C.J.* v, p.56,125 ; *Acts and Ordinances*, i, p.817.
- (38) *Acts and Ordinances*, i, p.1048-9, An Ordinance concerning Free-Quarter.
- (39) *C.J.* v, 90-104,155. ; Morrill, 'Mutiny and Discontent in English Provincial Armies 1645-7, past& present' (1972), pp.49-74.
- (40) *Acts and Ordinances*, i, p.958.
- (41) Wheeler, *op.cit.*, p.191.
- (42) *Acts and Ordinances*, ii, pp.51-4 ; J.S.Wheeler, 'Logistics and supply Cromwell's conquest of Ireland', in M.C.Fissell (ed.), *War and Government* (1991).
- (43) Wheeler, *op.cit.*, p.191 ; *C.J.* vii, pp.54,142 ; *Acts and Ordinances*, ii, p.653.
- (44) Wheeler, *op.cit.*, p.192・3 ウィーラーは1651年以降行政経費は全収益の0.6%とも言っているが理由は不明である。
- (45) Aylmer, *op.cit.*, pp.242-6. 戦時財務官には金融と財政を両全するパターンと軍務と財政を仲介するバックウエルのようなパターンがあったと思われる。
- (46) Ashley, *op.cit.*, p.77
- (47) Wheeler, *op.cit.*, p.193.
- (48) Wheeler, *ibid.*, p.194.
- (49) 内乱・空位期の国王領没収売却地の王政復古による取りもどしについて浜林正夫『イギリス名誉革命史』(1981年)44-53頁を参照。

戦時財務官の決算書 1645年2月1日－1651年12月25日

I. 査定税の受領額			
期間(年/月/日)	査定額(£)	受領額	%
1645/2/1－1646/10/1	1,070,720	934,363	87
1647/3/25－1649/3/25	1,440,000	1,135,567	78
1649/3/26－51/12/25	3,150,000	3,158,941	100
計	5,660,720	5,228,871	92
II. その他の収入			
a. 貸付金・前払金		476,720	
b. 他の収入(消費税など)		1,794,554	
c. 罰金		1,128	
d. 諸州での徴税分の費消		119,872	
計		2,392,274	
戦時財務官の受納総額		7,621,146	
III. 支出			
	額(£)	%	
a. 軍の給与	6,675,183	87.6	
b. 軍の臨時経費	315,400	4.1	
c. 他の基金への返済	270,426	3.5	
d. 借入金の元利支払	251,600	3.3	
e. 行政スタッフの給与、徴税费	108,738	1.4	
計	7,621,347		

出所；Wheeler, *op.cit.*, p.187.

戦時財務官の決算書 1651年12月26日～1653年6月24日

受領額とその財源	額(£)	%
a. 査定税受領額	1,512,059	85
b. 他の財務官から	249,723	14
c. 個人から	11,944	0.6
計	1,773,726	
支出		
a. 兵士給与	1,442,335	81.3
b. 海軍財務官へ	200,000	11.2
c. 次期財務官への繰越	90,779	5.1
d. 物資・用務	30,322	1.7
e. 行政費	5,482	0.3
f. 戦時財務官給与	4,730	0.2
計	1,773,648	

出所；Wheeler, *op.cit.*, p.192.

戦時財務官の決算書 1653年7月25日－1659年2月2日

受領額	額 (£)	%
a. 査定税受領	5,164,519	94
b. 他の財務官から	235,837	4.2
c. 財務府から	93,778	1.7
計	5,494,134	
支出		
a. 兵士給与	4,767,352	86.7
b. 海軍財務官への支払	726,233	13.2
c. T. ペリーへの支払*	438	0.1
計	5,494,023	

(* は不明)

出所；Wheeler, *op.cit.*, p.193.

三．復古王朝における直接税

1. 補助税・査定税・人頭税そして間接税の相反・補完・転移

王政復古期に承認された直接税は次の21種である。このうち割当税である月割査定税が15、定率税である補助税が2、人頭税が3、自由納金が1である。

王政復古期の直接税 (1)

租税名	承認日 日/月/年	徴収開始日 日/月/年	月徴収査定額・〔見積・徴収実額〕 ポンド
[1] 3か月月割査定税	1/6/60	24/6/60	70,000/月
[2] 人頭税	29/8/60	29/8/60	〔見積額210,000〕
[3] 1か月月割査定税	13/9/60	29/9/60	70,000/月
[4] 2か月月割査定税	13/9/60	1/11/60	70,000/月
[5] 6か月月割査定税	29/12/60	1/1/61	70,000/月
[6] 1か月月割査定税	29/12/60	1/7/61	70,000/月
[7] 自由納金 Free Gift	8/7/61	8/7/61	〔徴収実額229,000〕
[8] 18か月月割査定税	20/12/61	25/12/61	70,000/月
[9] 1か月月割査定税 Militia Money	19/5/62	25/6/62	70,000/月
[10] 四つの補助税	27/7/63	27/7/63	〔徴収実額221,000〕
[11] 36か月月割査定税 Royal Aid	9/2/65	25/12/64	68,819/月
[12] 24か月月割査定税 Additional Aid	31/10/65	25/12/65	52,083/月
[13] 1か月月割査定税	31/10/65	26/12/67	120,902/月
[14] 人頭税	18/1/67	18/1/67	〔見積50万・徴収実額25.3万〕

補助税・査定税から土地税へ
 ・ ・ ・ 近世イギリスの直接税 ・ ・ ・

[15] 11か月月割査定税	8/2/67	26/1/68	114,213/月
[16] 新型補助税	6/3/71	6/3/71	[見積75万~80万・徴収実額35.3万]
[17] 18か月月割査定税	29/3/73	4/2/73	68,819/月
[18] 17か月月割査定税	16/4/77	25/3/77	34,410/月
[19] 人頭税	20/3/78	20/3/78	[見積35万・徴収実額26.9万]
[20] 18か月月割査定税	15/7/78	24/8/78	34,410/月
[21] 6か月月割査定税	9/5/79	24/2/80	34,410/月

王政復古がなってもまず緊急を要したのは、共和政軍の解体と国王の経常収入の確保であった。軍事的にも政治的にも即座に大規模な資金が必要であった。この緊急にして膨大な財政要求を眼前にして、議会は1640年以来中断していた君主制的補助税（テューダー・サブシディ）を復活させるゆとりがなく、手許にあって収益性の高い（共和政的）査定税を用いざるを得なかった。1660年と61年の2か年間に実に八種の供与がなされそのうち一つの人頭税と一つの自由納金を除いて全て査定税によって資金調達がなされた。

[1]の一部と[2][3][4]は共和政軍の解体に用いられた。[1]の一部と[5]は国王歳入確定までのつなぎ資金に用いられた。[6]は国王即位式の費用に用いられた。[7]は国王の経常的歳入の補強として用いられた。[8]も同じく経常的歳入の補強と臨時費に充てられた。このほか1662年5月には、政治的危機に対応する民兵編成のために、爾後3か年間随時1か月月割査定税を賦課する権限が国王に認められた。

王政復古直後に査定税が多用されたのは全く緊急措置であり、これは廃止が当然視されていた共和制期の消費税が一時（その後正規のものとして）継続されたのと同じであり、その採用が原則的に承認されたわけではなかった。庶民院では、「（共和政）軍の解体という緊急課題が査定税の国民への賦課を許容するのであって今後それを用いることはない」（2）という発言もなされ、また議会はその意見に応じて、上記[5]の法律に、この税は緊急事態に対処するためのものであり将来的にこの種の税（査定税）を賦課しないことを納税者に保証するという文言を入れた。しかし査定税を緊急事態を根拠に正当化することは1661年末までに次第に後景に退き、事実、1661年12月の18か月月割査定税法では言い訳がましいことを言わず、今後の供与の手段として査定税を用いることを禁止する文言が明記された。（3）

「1663年の四つの補助税」 1661年12月の査定税法で示された査定税の将来採用しないという議会の意思は誠意のない方便ではなかった。1663年に経常歳入の不足を暫時補強するようという国王政府の要求に対して、議会は査定税ではなく「補助税という古来の方法」（4）を用いた。「1663年の四つの補助税」である。オッグ（D.Ogg）は、これを「テューダー期の補助税の最後のもの」で懐古的な告別の意味を持ったものとした。（5）チャングマンは、これを補助税がその後用いられなくなった事実を知っているものの後知恵的誤解であり、補助税の特性（全国定率課税）は王政復古期になお支持されておりその後の展開にも影響力を持ち続けたことを無視

していると批判した。「1663年補助税法」に賛成票を投じた議員たちは、「古い章を閉じるものではなく新しい章を開くもの」と認識していた。(6) 同法には、共和制期に査定税によって奪われていた税制上の中核的地位に補助税を復帰させ、将来にわたってライバルである査定税を抑えて補助税を用いていく意思が込められていた。翌年、国務卿ベネット (Secretary Bennet、後のアーリントン卿) は「国王が復帰して以来、査定税は放棄された」と直截に述べている。(7)

「36か月月割査定税」(1664)年；**査定税の公的認知** 補助税復活・査定税忌避の意思は庶民院に強かったものの、「1663年補助税法」の税益は総額 221,000ポンドで61年の「自由納金 (Free Gift)」の 229,000ポンドをも下回る期待外れのものであった。この結果に庶民院が混乱することはなかったが政府には深刻な事態であった。この時大蔵卿サウサンプトンの秘書官フィリップ・ウォリックは「補助税は最もばかげた税である」と言い放っている。(8) 庶民院がこうした考えに同調することはなかったものの、「1663年補助税」の貧弱な結果を前に、供与の手段としての信頼感は揺らいだ。とりわけ緊急時に多額の税を必要としたときは、収益性に優る査定税を粗上上げざる得なくなるであろうことが予測された。1664年11月にそれが現実のものとなった。翌年に始まる第二次英蘭戦争に備えて250万ポンドという巨額の供与を用意しなければならなかった。国王政府の教唆を受けた議員ロバート・パストンはこの供与提案において躊躇うことなく査定税を採用することを提言した。(9) これに対して庶民院は、61年の「18か月月割査定税法」で「今後は査定税を禁止する」としたとおりその採用には強力に反対した。とはいえ250万ポンドもの供与を補助税で調達できないことははっきりしていた。新型の補助税を案出するという考えもあったが、対オランダ戦争を眼前にしてそれを模索する時間的ゆとりはなかった。結局、補助税か査定税かの選択となり、国王は「63年の補助税」のように収益性に不安のあるものではなく税収が確実視されているものを求め、この点から査定税に傾かわざるを得なかった。議会では議論が噴出し、結果として、「規制された補助税」で供与を調達すると決定した。「規制された補助税」とは全州に確定額を示すというものであった。これは査定税以外の何物でもなく、その名を補助税にリップサービスただけのものであった。それでも「規制された補助税」という名称をとる限り多少の修正が必要であった。査定税にまつわる強い不公平性を是正し、共和政の税という性格をほかす必要があった。まずこれまで税を逃れていた官職を課税対象に含めて不公平性の是正をはかった。こうした小手先の修正がなされたものの Royal Aid と名付けられたこの税がやはり実質的に1664年12月から始められる「36か月月割査定税」であり共和制期の査定税と見分けがたいものであった。かくして議会は64年からのこの税を承認し、しぶしぶではあっても査定税を供与の正当な手段として認知し、それが王政復古期の税制に一時的例外ではなくしっかりと組み込まれたことを意味した。

第2次英蘭戦争と査定税の認知 1664年の「36か月月割査定税 (Royal Aid)」で査定税が公的に認知されるやいなや第2次英蘭戦争の戦費調達のために畳みかけるように査定税が採用されていった。同戦争のために承認された税は上記の [10] ~ [14] である。

第2次英蘭戦争(1665年3月～67年7月)の戦費のために承認された5件のうち4件が査定税であった。これまで王政復古直後はつなぎ資金としてやむなく採用されたものの基本的に忌避されていた査定税が第2次英蘭戦争を機に公的に認知され、しかもひとたび認知されると畳みかけるように賦課された。これに対する反発も当然あった。1666年末の議会における戦費調達論議において、賦課を名目価値でなく現実価値に基づくよう是正して収益性を改善した補助税が提起され、またより注目すべきことに「外国商品への消費税あるいは封印書(sealed paper)への課税」という間接税の採用を推す意見も出された。しかし、修正補助税や間接税導入のいずれも具体化することなく、議論の結末は査定税の一層の強化を承認するというものであった。

「1667年人頭税」の変容 ここで見過ごしてならないのは、「11か月月割査定税」(1667年2月承認)の直前に承認された「人頭税」(1667年1月承認)には旧来的なものに重要な変更が加えられたことである。それは人頭税を等級別に賦課する旧来型から定率課税に転換するものであった。その狙いは査定税では税回避されていた動産の捕捉であった。庶民院議長は新人頭税の認可を国王に求める際に次のように言った。「少しの力でも片方の肩にばかりかかっていると、苦痛となる。しかし時々もう一方の肩に移すと気が晴れる。従って全ての人・職業・動産を捕捉して土地税を緩和すべきである。」(10) 1678年にバーチ議員(Colonel Birch)は同種の人頭税を弁護して「この(人頭税)法案は土地税の支払をしていない全ての人々に課税するためのものである」と率直に述べている。(11) 1667年の人頭税の性格変更は、1665年以来三度立て続けに賦課されてきた土地税による土地財産の疲弊を託つ地主層の不満への対応であった。人頭税に動産捕捉の機能を持たせるというこの変更は、直接税について王政復古後初めてなされた限定的とは言え抜本的な変更であった。これによって人頭税は「独立の税」から過重な土地税を緩和するための「補完的な税」に転換された。

非経常費のための間接税の登場 1666年末の議会における戦費調達論議において、結局確定的税収が望める査定税が承認されたが、既述の通りその対案に財産評価を現実的なものにする修正補助税案とともに外国商品への消費税という間接税の提起もなされた。非経常費には直接税、経常費には間接税という擬似中世的二元主義にも違背する間接税を非経常費に充てる提案が議会で提起されたことは重要である。「そこ(直接税)では10の内8が(課税)を免れ、ここでは(間接税)はすべてのものに(課税)される」と主張された。(12) 直接税では全ての財に課税することは本来的に困難であるが、間接税にはその欠点が小さかった。第二次英蘭戦争のために立て続けに土地課税(査定税)が賦課されたので暫時供与負担を消費者に移して土地所有者を救済すべきとの意見が議会で強かった。全ての財を捕捉するという公平志向と戦後土地負担を緩和しようという意向があいまって間接税採用が主張された。戦後一転してフランスのネーデルラント侵略に対抗するイギリス・オランダ・スウェーデンの三国同盟(1668年)が結ばれ、国王はイギリスが同盟国支援のための艦隊を編成する経費を議会で要求し、庶民院は30万ポンドの供与を認めた。この供与承認には査定税は採用しないことが付記された。補助税と人頭税を

採る意見もあったが、フランスの関税引き上げに対抗して「輸入酒への追加課税」を対仏艦隊編成の供与に充てることが決まった。(13) フランスとの「関税戦争」に対応するものであったとは言え、非経常的経費のために間接税(関税)を充てたことは、非経常費には直接税を充てるという既定の原則に「最初の小さな裂け目」を入れることになった。裂け目はその後3年(1669-71年)にわたって押し広げられていった。英蘭戦争後の3年間の国王の財政要求は、戦争債務の累積と戦争と同時期に起こった「バスト」と「大火」による歳入減に対処するためのものであった。議会はこの要求に応え「1670年の追加ワイン税」と「1671年の追加消費税」と「同年の法律文書課税(Law Duty)」を承認した。(「外国商品に対する消費税」も準備されていたが1671年4月の議会停会によって成立しなかった。)これらはいずれも間接税である。

間接税の特質 間接税の特質は、①直接税が抱える税配分上の困難さがなく負担を広範囲に賦課することができる至便性である。この利点は行政府と立法府双方に歓迎されるものであったと思われるが、間接税には行政府にとって利点であっても立法府には不都合な性質もあった。②それは経済状況の好転によって税収が増大し、目標値を越える可能性があること、③さらに税負担が慣習化し負担感が希薄化し、期限末に更新して恒久化し經常収入に組み込まれてしまう可能性があった。増益と恒久化の可能性は「国王の独立の収入」を強化し議会からの独立(絶対主義化)を可能とするものであった。④また間接税は税収が数年にわたるもので、緊急時に迅速にまとまった額の資金を要するのに不向きであった。この点は、1665年のオーダー・システムを嚆矢としてその後、間接税を借入の基金にして「迅速にまとまった額の資金」を得ることで解消されたが、1670年10月の対仏艦隊編成費80万ポンドの調達のさいには、「迅速でまとまった額の資金」のために再度直接税によることになった。

「1671年の新型補助税」：改革と低い成果 直接税のうち査定税に対する庶民院の忌避感はお強かった。1664年の査定税について、官職を課税対象に含め名称をRoyal Aidするという工夫がなされ、1667年の人頭税についても、動産捕捉の機能を持たせて査定税の補完をさせる性格変更がなされたが、こうした小手先の微温的修正によって「土地税」に対する議会の忌避感を払拭することはできず、1670年の艦隊編成資金を査定税で行うことは議会の即座の反対で除かれた。(14) 査定税が拒否されたら補助税によるしかない。しかし補助税には低い収益性という致命的欠点があり、それは1663年の補助税で証明済みであった。補助税を選ぶしかない庶民院は、旧来型に修正を加えることになった。議会の改革的修正努力の産物として「1671年の新型補助税」が生まれた。改革は、全国統一の税率を全範囲の財に対して賦課するという旧来型補助税の原則を名目的なものから実際のものにするもので、次の諸点からなっていた。①新型補助税は旧来的な名目価値ではなく調査による現実価値に対して賦課し、さらに必要経費控除を認めず総資産に対して賦課する。②種々の富の形態に対応する税を賦課し動産の捕捉を図る。③査定・徴収の厳正化に加え、税業務全般の責任を議会の任命者から国王の任命者に移管する。これらの改革によって、全国統一の税を賦課するという補助税の根本特徴を維持しつつ、収益

性において査定税に比べて見劣りがせず、動産捕捉において査定税に優る「新型補助税」が目指された。議会ではこの新税によって「土地税を永久に葬り去る」という機運が盛り上がった。(15)

しかし「1671年の新型補助税」は期待に応える成果を上げ得なかった。その税収は「1663年の4つの補助税」より6割多かった。成功とも失敗とも言えない結果であった。「71年補助税」では、議会側・地主層の国王政府への妥協がなされた。個人財産へのより踏み込んだ調査を認めたことと、直接税の行政権限を議会から国王に移管したことである。しかし財産調査による動産の捕捉も国王権限強化による行政の効率化も進展せず、税の収益性でしよせん補助税は査定税の代替物たりえないことがまたしても明らかとなった。定率税の割当税への挑戦は徒労に終わったことが明らかとなって、議会側の補助税志向は軟化し、政府側の査定税志向が一層強まった。補助税から査定税への流れは復古王朝最末期に間接税によって取って代わられるまで続いた。

「1673年の18か月月割査定税」；宗教的苦情の救済との取引 騎士議会第10会期が2年間の停会を経て1673年2月(3月まで)開会され、国王から負債返済と第3次英蘭戦争(1672年3月～74年2月)の戦費のための供与要求がなされた。「1671年の新型補助税」の不十分な成果に鑑みて、政府は「確実な供与」は査定税(土地税)以外にないと力説した。(16)庶民院でも政府側議員(Thomas Dolman)は、「供与は月額70,000ポンドの18か月月割査定税で調達すべき」と提案した。(17)この提案を庶民院は即座に全員一致で承認した。「1671年の新型補助税」の結果に苦い思いをしていたとは言えこれまであれほど査定税を嫌っていた議会が時をおかず一致して査定税提案に賛成したことは驚くべきことである。これは前年72年3月に国王が公布した第2回信仰自由令(カトリックの事実上の認許)の撤回を庶民院は強く求めそれを供与承認の取引条件に持ち出したことによる。信仰自由令の撤回に関心が集中し、供与の形態は等閑視されたため査定税が容易に承認されたのである。承認はしたものの採決は信仰自由令撤回を待ってなされた。さらに73年3月に信仰自由令の撤回と一体の審査法(カトリック否認)が成立するまで供与法案について国王の認可に付す手続きが引き延ばされた。「1673年の18か月月割査定税」の徴収は同年2月4日にすでに始められていたが国王認可はそれより遅れて同年3月20日のことである。(18)ここでも「供与の承認」に「苦情の救済」が先行するという順序が採られたことがよく見て取れる。議会の「財布の権力」が行使されたのである。ただ、この取引に注意を集中した議会が図らずも採るべき税種としてこれまで忌避してきた査定税を安易に承認したのである。(19)

「1677年の17か月月割査定税」 「1673年の18か月月割査定税」が信仰自由令撤回と審査法成立を交換条件にして承認され、ヨーク公辞任、クリフォードに代わるダンビィの大蔵卿就任という政変がこれに続いた。その後4年間(1673年10月～77年2月)に第11会期から第14会期までいずれも短期間の会期が4度開かれ、その都度国王は多額の非経常的供与を要求したが、議会はそれを容れなかった。そのうち第14会期(1675年10月～11月)では艦隊増強のための30

万ポンドを調達する「17か月月割査定税」に一旦諾意が示されたが、この供与法案に関税を海軍に割当指定する条項を添えたため国王は議会を停会してしまい「17か月月割査定税」の承認は77年4月にずれ込んだ。(20)

第14会期停会から第15会期(1677年2月～78年7月)開会までの比較的長い休会の中にダンビィによる議会懐柔策が行われ、宮廷派が増えた議会はスペイン領ネーデルランドをフランスの侵攻から守る30隻の艦隊を編成するための「17か月月割査定税」を承認した(77年4月)。同時に、負債返済のために「1671年の追加消費税」の3か年の延長も認められた。この延長法案には消費税担保による対仏軍事費20万ポンドを借入れる付帯条項が付けられた。フランスの膨張政策に対処するために査定税を用いることになお反対する意見もあった。「貿易に対する税は海上防衛のために課せられ、土地に対する税は国土防衛のために課せられるべき」、また「土地税が海に供されるのは不適切」というのが通念としてあった。議会でも艦隊のための査定税(土地税)に次のような反対論(Thomas Mercus)が出された。「土地税は軍艦建造のためのものではない。戦争になって貿易の担税能力は減少したときのために留保されるべきで、土地は頼みの綱であり、課税されるべき最後のものである。」こうした反対論は、査定税が確かな収益性があることとそれが二度の英蘭戦争に実際に用いられたことから国家緊急事態・戦争のために用いられ得るという観念の広がりにも抗うものであった。一方、査定税賛成論は、反対論を逆にとるものであった。フランスの膨張主義はイギリスにとって国家的危機であり、艦隊の強化は国土防衛のために必要であるとした。賛成論は反対論を押し切った。

「1678年の人頭税」 第15会期は、フランスの膨張主義に対抗するための「17か月月割査定税」を承認したが、国王は翌年1月にまたしても供与要求を議会に行った。フランスに対抗してオランダに接近するという議会在望む外交政策がオランダとの同盟(77年5月)とメアリとウィリアムの婚姻(77年11月)によって実質的なものとなった。国王の供与要求はこれに気を強くしたもので、対仏戦争に備えるため、さらに既存艦隊の補修・ヴァージニア植民地反乱鎮圧・アルジェでの軍事衝突・ウィリアムと結婚するメアリの持参金などがその要求理由であった。(21) 対仏戦争を重視する議会は100万ポンドの供与をする意思はあったがその手段は不確定であった。77年4月に承認したばかりの「17か月月割査定税」は6か月分がなお未徴収であり、この税が終了する前にさらに新たな土地税を課すことは避けたかった。政府は6か月後まで新たな収入を待つことはできず即時に得られることを望んだ。土地税でない収入源が模索され、①インナー・ロンドンにおける新建築物への課税と、②譲渡された王領地の取戻しと、③動産を捕捉する1677年型の人頭税などの提案がなされた。(22) インナー・ロンドンでの新建築物への課税は、財政的観点ばかりでなく経済的にも望ましいものとされた。頭が身体に比して過大になるように国民経済の中で首都が突出することは、地方から通貨や労働力を吸い上げ地代の低下と労賃の高騰をもたらすことが一般に懸念された。(23) これまでもそうした過度の集中を排するためにロンドンの新建築物に課税することは何度も提起されその度に不発に終わってい

た。78年にこれが実現するやに思えた。収益に対する不安・徴収の困難さ・公的負担を一部のものに負わせる不公平性などの消極論があったものの、およそ2万戸に対して賃貸料の半額または資本価値の一定部分に税を課するという案に、その税収の期待値が高いと思われたので、国王政府は積極的であった。しかし議会の反対論は強く第2読会にまで上げられたがこの度も不発に終わった。二番目の王領地取戻し案に対しては、新建築物税とは逆に議会在賛成し国王政府が消極的であったため実現しなかった。三番目の査定税の土地偏重を是正するために動産の捕捉を目的とする1667年型の人頭税の採用は78年3月に成立した。(24) 承認された人頭税と不発に終わった新建築物税を仮に合算しても対仏戦費100万ポンドの調達はおよそ不可能であった。

「1678年の18か月月割査定税」 1678年1月の供与要求に続いて同年の5月と6月にも新たな供与要求がなされた。①仏蘭間のナイメーヘンの和約締結は78年7月31日のことであり、5月段階では対仏戦争のために召集された軍をなお維持する資金が必要なこと。②消費税担保に借入れられた20万ポンドの返済と「78年人頭税法」に盛り込まれたフランスからの輸入禁止による収入減補償のための費用。③78年に期限切れとなる「1670年の追加的ぶどう酒輸入税」を延長して負債返済に充てる。④経常費のための年30万ポンドの補強の必要。(25) これらを理由とする国王側の要求に対して議会は次のように返答した、①については対仏開戦の布告が出ないため議会は地上軍を直ちに解散することを承認する。(維持費のための供与は拒否。)②④「対仏輸入禁止の損害補償」と「経常収入補強」のための供与要求は拒否。③負債返済のための「追加ぶどう酒税の延長」は承認。以上のほかに、消費税担保の借入返済と王女メアリの結婚持参金と艦隊の平時状態への復帰費のための414,000ポンドの供与は議会で同意された。(26) 軍の維持費ではなく解散費について200,000ポンドの供与が「6か月月割査定税」によって行うことが議会で承認された。(27) 議会の常備軍への忌避感はや査定税への忌避感よりも強かったのである。しかし「414,000ポンドの供与」の財源は議論が紛糾した。当初の査定税案から、同年始めに放棄された「ロンドン内新建築物税」が提案されるも採用されず、補助税を充てる議論で「1671年の新型補助税」にある現実価値捕捉のための調査権について議論が行き詰まり僅か3票差で審議延期が決められた。(28) 「414,000ポンドの供与」の財源論議がもたついたが、軍解散のための「6か月月割査定税」法案もそれに貴族院が修正を加えたことで、両院の間で修正権の在処を巡る論争が始まり同法案もまた立ち往生になっていた。(29) 「軍解散のための供与」法案と「414,000ポンドの供与」案の二つながらが暗礁に乗り上がってしまった。前者はすでに200,000ポンドの資金を査定税によることが庶民院で決定され、後者も査定税によることが決定されていた。これはともに暗礁に乗り上げた「軍解散のための供与(6か月月割査定税)」と「414,000ポンドの供与」を一つの法案に合体させることで隘路を突破することを意図したものであった。こうして二つの供与を抱き合わせる「1678年7月の18か月月割査定税」が成立した。初めの6か月分が軍解散にその後12か月分が負債返済・王女持参金・海軍平時復帰に充当された。

「1679年の6か月月割査定税」；復古王朝最後の直接税 1678年から81年まで、カトリックの陰謀・ダンピィ弾劾・排斥法闘争という重大事案に議会は取り紛れて、会期ごとに国王から出された供与要求に応えることはなかった。ただ一つ承認されたのは、「1679年5月の6か月月割査定税」であった。これは新編成された陸上軍の解散費用のためのものであった。(30) 陸上軍の解散費用は前年の「1678年7月の18か月月割査定税」の前半6か月分が充てられることが決まっていた。国王はこの約束を破り、ヨーロッパの危機的状況を理由に陸上軍の解散ではなく維持のために用いた。庶民院は国王の違背行為に憤慨したが、結局、軍解散のための新たな「6か月月割査定税」を承認した。この税は、同時代の誰も予想しなかったことであるが、チャールズ2世最後の非経常的供与をなし、名誉革命前の直接税の最後のものとなった。チャールズ2世最後の4年間は議会が開かれることはなかった。後継者ジェームズ2世のもとでは直接税に代わって間接税が非経常的供与の首座を占めることになる。

非経常的供与の財源；直接税から間接税へ ジェームズ2世は、自らの経常的収入を確保した後、ただちに非経常的供与を議会（ジェームズ二世第1議会第1会期1685年5月19日～7月2日）に求めた。その根拠として、①海軍と軍需部における資材補填、②歳入にかかる負債の重圧の軽減、③チャールズ2世の個人的負債の返済、④イングランドにおけるモンマスの反乱とそれと呼応するスコットランド・アーガイルの反乱鎮圧が挙げられた(31)。王党派色の強い1685年の議会は、この供与要求を直ちに全会一致で承認したが、その財源に直接税を当てることは思慮の外であった。ロンドン内新建築物への課税復活の意見は出たが不発に終わった。(32) 事実、その後財源として承認されたのは次の3つの関税であった。ぶどう酒追加関税の再延長、煙草・砂糖への追加関税、フランス・東インド産絹・麻への追加関税である。(33) 休会後の第2会期にモンマスの反乱鎮圧軍の継続的維持費を求めた際、財源を直接税にする意見も出たがやはり間接税（フランス産ぶどう酒追加関税）を設けることになった。ただ議会休会（85年11月20日）のためそれは成立せずその後の解散（87年7月2日）によって沙汰済みとなった。(34)

「1685年の新税：フランス産ぶどう酒への追加関税」 王党派色の強いジェームズ2世議会は国王の供与要求には応じる用意はあっても、それを直接税によることには反対した。土地に負担が偏重する査定税に代わって、動産を捕捉する直接税が追求されたがいずれの試みも実を結ばなかった。王党派色の強い議会は「かかる地主的議会は見たことがない」(Earl of Ailesbury)と言われるほどトーリー派地主で占められており、土地税を嫌うのは当然であった。(35) とは言え、85年の非経常的供与が全て間接税によったことは驚くべきことであり、議会の地主層の利己的利害からだけで説明できることではない。85年の供与要求は一つにモンマスの反乱鎮圧をその理由に挙げていた。反乱が意想外に簡単に鎮圧されたとはいえ、それは国家的危機をなすものでこれまで国家的危機には直接税をもって当たるとされてきた。この伝統に背いて国家的危機に間接税を充てるとするのは地主の利己心からだけで説明できるものではなかった。事

実、(モンマス反乱鎮圧費を含む)非経常的供与に直接税(土地税)でなく間接税を当てるのに積極的であったのは地主的議会より国王側であった。ジェイムズ自身次のように言っていた。「(供与は土地への課税で調達されるべきではない。なんとなれば土地は戦時の最後の財源である。)税は人の命に必要なでないチョコレートや茶やコーヒーや東インド産品やとくにぶどう酒などの贅沢品にかけられるべきである。」(36)非経常的税は土地よりも貿易(trade)にかけられるべきで土地への課税は戦時の最後の財源であるべきという主張は、チャールズ2世の時代に議会(反宮廷派)が国王政府に向かって行っていたものである。いまや国王側がこの論理を使って間接税を求めたのである。かくしてダドリ・ノース(Dudley North)とジョン・アーンリ(John Ernly)が立案した「1685年の新税:フランス産ぶどう酒への追加関税」が庶民院に提示された。(37)二人の立案者は、好況下では年限を限った関税は良策であることと、王政復古以来徐々に整えられてきた間接税を借入基金にする慣行が、反乱鎮圧に対処するのに間接税を用いることを可能にしていたことをよくわきまえていた。国王政府からの緊急事態に対処する間接税提案に、土地偏重の直接税に公平性の観点と利己的利害の双方から忌避感を持っていた庶民院には反対する理由がなかった。非経常的供与には直接税を用いるという復古王朝の伝統は光を失った。

2. 直接税の配分

王政復古期をとおして、直接税は簡便かつ公平にかけられるべしという理想が忘れられることはなかった。補助税・査定税・人頭税の3つの直接税は、税配分の理想と実際上の困難との間で試行錯誤を展開した。

補助税の配分 王政復古後復活された「1663年の4つの補助税」は、前期スチュアート朝の補助税と形態が全く同じもので、その税配分方式は大きく動産と不動産を分けられた。①資本価値3ポンド以上の動産についてポンド当たり2シリング8ペンス(13・1/3%)をかける。(金銭と負債 debts は含まれ、貸金 debts owing と個人的衣服は除く。)②全ての土地、家屋、賃貸料・年金・報酬・その他の年収など年1ポンド以上の収益についてその年価値のポンド当たり4シリング(20%)をかける。(従者の給与と聖職者の1/10税がかけられる不動産は免除される。)③外国人とカトリック教徒は上の税率の2倍をかける。財産がなければ一人当たり8ペンスの人頭税をかける。④納税者は動産税・不動産税の両方を支払うのではなくいずれか多い方を支払う。④俗人に対する「1663年4つの補助税」と並行して聖職者に「4つの補助税」を賦課することが聖職会議で承認され、1/10税と同基準で査定された聖職禄の年収にポンド当たり4シリングがかけられた。(38)これは聖俗を分離した課税の最後のものであった。ただ一定額以下の聖職禄と聖職者収入の内初年度収入・1/10税の上納義務のあるものは免除された。

伝統的な補助税である「1663年の4つの補助税」が王政復古後に復活され、その特徴は上に示したように富の全形態に対する高率課税であることと、不動産に比べて動産に一層高率の課税

が課せられたとであった。「1663年の4つの補助税」の場合、不動産にはその年価値に対して、動産にはその資本価値に対して課税され、年価値と資本価値は慣習的に1対20であったから動産の課税率は不動産の課税率の約13倍であった。 $(13 \cdot 1 / 3 \times 20 \text{ 対 } 20 \times 1 = 13 \text{ 対 } 1)$ 。すべての富に、しかも動産により重く課税するというのが補助税の建前であった。しかしこの建前がそのまま受け取られないのも補助税の特徴であった。建前と実際が齟齬するのは、まず課税対象の価値から負債その他の必要経費が除かれたことと、価値評価が旧来のものがそのまま用いられたことである。各地方の既存の補助税簿にある古くからの価値査定に依拠したのである。そこにある価値査定は代々の納税者による巧妙な税回避の累積結果でもあり現実価値を大きく下回っていた。「1663年の4つの補助税」の査定人が納税者の土地財産の年価値の20分の1以上の査定をすることは到底望めなかった。また年価値20ポンド以下の土地及び資本価値100ポンド以下の動産の所有者は課税を免除された。従って、補助税は理論的に広範な財産に対する全般的で高率の課税で、動産捕捉を重視し、免税基準を低くしたものであったが、実際は評価価値が現実価値からかけ離れしかも課税対象が次第に狭くなるものであった。理論と実際の乖離、そして収益の漸減性、これが補助税の宿痾であった。

査定税の配分 補助税が全国共通の税率をかけたのに対して、査定税はまず税の総額とそれを達成する月毎の徴収額、その各州への割当額が議会によって予め決められた。多くの都市は独立の行政単位と見なされ州とは分離して割当額が決められた。(39) また委員を任命して各州の割当額の賦課状況を監督させた。州内の各地域への割当額は、動産と不動産収益・相続財産の年価値に対して定率の税をかけて調達された。動産は資本価値の5%が年価値とされた。(40) 大学・学校・病院・慈善施設は免税された。

1657年までの共和政期査定税は、州内各教区の財産調査をし、これを統合して州全体としての担税可能額を明らかにし、これを基礎に州割当額調達のための税率を定める規定を設けていた。(41) こうした規定はその後の査定税にはなかった。代わって査定税委員が彼らの間で地区割りをし、個々の割当地・各教区に課されるべき税額が公平になるよう査定を監督し、査定人は各教区に二人ずつ任命されすべての動産・不動産に対して公平に税率を課すよう指示された。各教区に州内共通の税率をかけて各教区の割当額を目標通り徴収する手立てについては何の指示もなされなかった。結局、共和政期の財産調査の結果をそのまま利用するほかなかった。州内統一の税率が用いられないことすらあった。1650年以降の査定税法は統一税率による査定作業が遅延した場合、委員には査定人に対して各地域で実行されてきた慣習的な税率に基づいて任務を遂行するよう指揮する権限が与えられていた。(42) ただ補助税と比べて一つの大きな違いがあり、それは、州への割当額は議会で事前に決められ、徴収額に不足が出れば当該州に対して査定をやり直しがなされたのである。委員は、杜撰な価値評価によって州内の(委員自身も含む)他の納税者に過重な負担を負わず場合は杜撰な価値評価を放置しなかった。補助税の場合、杜撰な価値評価はたんに政府収入の減を意味するだけであった。

人頭税の配分 直接税の第三のものは人頭税である。「1660年の人頭税」は等級税であり、財産ではなく身分に応じて細かな納税額が定められた。身分・官職・専門職としては、貴族・牧師・医師・法律家・商人・ロンドンのカンパニーメンバー・政府各省の官職などが含まれた。教区牧師・教区司祭・王家の従者以外の官職者で一定収入以上のものは規定額の税をかけられた。車夫は大型馬車と2頭一組に対して規定額の税をかけられた。特定の課税が定められていないものには次の二つの基準が定められた。一つは、土地・賃貸・現金・株式・動産からの年収が5ポンド以上の全収入から2%の税を徴収する。二つは、16歳以上で他の税がかけられていないか施しを受けていない全てのものに一人当たり6ペンスの税がかけられた。納税者は上の基準のうち高額の方を支払った。財産を現実に沿って評価すれば、この人頭税は定率税的性格も加味されるが、身分が財産かいずれかに課税する場合は、査定人は身分による査定をした。身分の方が課税額を容易に確定されたからである。したがって、「1660年の人頭税」は個人に対する等級的課税であったといえる。

査定税の配分改善 王政復古期の直接税の配分に関わる改善が最初に行われたのは、査定税についての微温的な改善であった。直接税について、「官職 (office) からの収入」は「土地からの収入」に比べて税負担が軽いと考えられていた。これに対する改善は、まず「1661年の18か月月割査定税」においてなされた。この税は経常収入の補強に加え困窮する旧王党派役人の救済基金調達を目的としていた。基本的に土地税である査定税設置の法に、年5ポンド以上の収入のある全官職に対する補完的な課税をする規定が後から接ぎ木された。この措置は、困窮する旧王党派役人救済という特定の目的のための臨時的なものであったが、「1664年の36か月月割査定税」が設けられたとき「1661年の18か月月割査定税」に付加された「広範な官職への課税」がまたしても組み込まれ、その後の査定税全てに組み込まれて通常化した。今後、「司法と陸軍・海軍関係の官職および王室内の官職以外の全ての官職」は課税されるべしとされた。

査定税に広範な官職への課税を組み込んだことにもまして重要な改善は、査定税の地域的配分の改訂であった。この改善も「1664年の36か月月割査定税」においてなされた。共和政的査定税は本来廃止されるはずであり「1661年の査定税」は当座の用に付す姑息な手段と考えられていたが、「1664年の査定税」は査定税を姑息なものでなく正規の課税として位置付ける意図が込められていた。「1661年の査定税」は、査定税そのものの採用はこれを最後とすると明言しており、依拠した既存の税配分が今後用いられることを禁じていた。そのためにもこれまでの査定税の査定基準を捨て、議会は新基準を作り直さねばならなかった。

査定税の全州への割当は全国的な財産調査を待って初めて公正なものとなるが全国的調査の実行は至難であった。自州への過重負担を訴える声は止むことがなく、結局過去の事例を参考に妥協的な新基準を設ける以外なかった。1639年の船舶税、1641年の補助税、「1661年の18か月月割査定税」の税配分を勸案した『中間値』が作られた。(43) この『中間値』による税配分に不満のある州に対する配慮がなされた。「1664年の36か月月割査定税」の月毎の税収のうち1,111

ポンド、総額 39,996 ポンドが目標税総額から削減された。だれもが自州が過重負担であることを主張したが、その程度を勘案して徴税削減分が割り振られた。この減額を受けたのは 9 地域であった。(コーンウォール、デヴォン、ドーセット、ダラム、ヘレフォード、ロンドン、ウィルト、モンマス、ウスター)。(44) さらにロンドンの割当額のうち 375 ポンドがミドルセックスに転嫁され、南部ウェールズ 6 州に月額 500 ポンドの減額がなされた。(45)

査定税の配分(割当)に対し不満が出るのはその税の本来的弱点であった。これまでの直接税の割当を参考にした新基準である『中間値』が作成され、さらにこれに対する各州の不满を勘案した修正が「1664年の査定税 Royal Aid」について行われた。この修正によって国富の实情に合致するようになったとは言えないが、課税総額からの徴税削減分の配分によって改善がなされた。この修正は『中間値』の割当額を一律に減額するのではなく、『中間値』によって増額されたところがさらに増額されたり、逆に『中間値』より減額されたりというメリハリのあった。前者に当たるのは、ノーサンバーランド、カンバーランド、ウェストモアランド、ヨークシャー、グロスタシャー、ハンプシャー、ミドルセックスで、後者に当たるのがモンマスシャー、ウスターシャー、南部ウェールズ諸州であった。(46) 「1664年の査定税」の配分修正が行われた後も、議会ではとりわけ東部諸州の議員から以前同様に税配分に対する批判はあった。しかしその修正によって税配分が経済の実勢により近づいたことは間違いなく大半の議員は概ね修正に賛意を示した。「1664年の査定税」の配分修正以後新たな修正は行われず、同税の修正値がその後の査定税の基礎となった。(47)

「1667年の人頭税」の性格変化 直接税に纏わる弱点は、上に見た査定税の各州への配分の不公平性であり、もう一つは動産の課税回避であった。「1667年の人頭税」において動産の脱漏を防ぐ努力がなされた。1667年始めの状況がこれを強いた。第二次英蘭戦争の二か年にわたる海戦のため貿易は深刻な被害を受けていた。また二年以上にわたる前例のない高率の査定税すなわち「1664年の 36 か月月割査定税」と「1665年の 24 か月月割査定税」が重複してかけられた。二か年間の間少なくとも毎月 12 万ポンドの税が賦課されこれは税史上最高値であった。議会内の商人と地主は二か年にわたる海戦と査定税重複賦課で貿易と土地は疲弊していると訴え、税負担を逃れている富を人頭税で捕捉し課税すべきと主張した。これに応じて設けられた「1667年の人頭税」には旧来の人頭税を踏襲するとともに新たに定率課税の性格をもたせるといった特徴があった。新たな定率課税的要素は次のようであった。個人と団体に属する(負債 debts owed と一部公債 public loans を除く)現金と貸金(debts)のすべての動産の資本価値に対して 1%の税をかける。加えて、軍を除く官職・資格・公職を持っている全てのもの(補佐・事務員・従者を含む)は、すでに査定税をかけられている場合は年収の 5%の税を、査定税をかけられていない場合は 15%をかける。ただし収入の 1/3 は経費として控除する。上級法廷弁護士・一般弁護士・代弁人・内科医は同様の経費控除した後の収入の 10%を支払う。その従者はその賃金の 5%を支払う。政府年金に対してその年価値の 15%をかける。旧来の人頭税的要

素である「1660年の人頭税」の等級制を簡素化し、貴族とその長子に限定して旧来の課税額の半分をかけ、これに牧師と300ポンド以上の財産を持つ十六歳以上のジェントルマン全員に追加的賦課をした。さらに施しを受けているものと救貧税の支払不能の親の子で16歳以下のものを除いて全てのものが(他の税に加えて)各人1シリングを支払う。外国人は以上の分類のいずれかの税につきその2倍を支払う。

「1667年の人頭税」は、旧来的要素を残しながらもその性格は金銭・収入に賦課される定率税的なものに変容していた。金銭の年価値は資本価値の1/20とされていたから資本価値1%の人頭税は年価値20%を意味した。これは「1660年の人頭税」の10倍である。また「1660年の人頭税」にあった財産ではなく身分に賦課すると言う性格は(300ポンド以上の財産を持つジェントルマンへの20シリングの賦課を除いて)希薄化し人頭税の名を冠しながらも「広範囲の所得税」の性格を持つものになった。土地と物財が免除されたことが新人頭税の最たる特徴である。これまでの直接税によって捕捉し難く税回避をしてきた動産に課税するというのが「1667年の人頭税」の真の目的であったことは明らかである。

「1671年の新型補助税」の試み 以上、査定税と人頭税について直接税配分の改善を見たがそれらがなお微温的と言わざるを得ないものであったのに対して「1671年の新型補助税」でなされた改善はより大規模なものであった。財産評価を新たな調査によるのではなく旧来的なものを踏襲することで現実価値からかけ離れたものに課税し、また動産の租税回避という旧型補助税の宿痾が収益性の低さとその漸減性をもたらしていた。これらの弱点を克服し現実価値に課税し、土地に偏らず金銭・物財・官職にも応分の負担をさせる根本的な改善が求められ、効率的で全国的な定率課税としての一般的財産税を打ち立てることが求められた。この要請に応える王政復古期直接税に対する最も創造的な改善が、「1671年の新型補助税」において試みられた。

「1671年の新型補助税」のための事前審議で取り上げられたもののうちで最も問題の多かったのは「金銭に対する課税」であった。最初の案では、2種の税が考えられた。その①は、「1667年の人頭税」にならって、利付きであるなしにかかわらず全ての金銭の資本価値に対して100ポンド当たり10シリングの税を金銭所有者が支払うもの。その②は、①に追加して銀行業者の管理下にある金銭について、100ポンドあたり15シリングの税を銀行業者が支払う。(従って銀行業者に預けられた金銭 money on deposit with bankers 100ポンド当たり25シリングの税が支払われることになり、そのうち所有者が10シリング、銀行業者が15シリングを支払う。)当初のこの案はその後次のように修正された。100ポンド当たり10シリングをその所有者にかける①の税について、無数の私人の手中にある現金を捕捉することは、「1667年の人頭税」の経験からみて不可能に近く、現金は除外され、捕捉が容易な利付きの金銭に限定された。銀行業者に対する税について、銀行家はその税(100ポンド当たり15シリング)の2/3(100ポンド当たり10シリング)を預金者に転嫁することが認められた。結局、第①の税が第②の税に組み込まれ、金銭所有者(=預金者)の利付きの金銭に対する100ポンド当たり10シリングの独立の税は消

減し、利付き金銭について銀行業者が100ポンド当たり5シリング、預金者が10シリング、実質負担することになった。金銭に対する税が銀行預金にだけ集中されたのは、銀行預金は「国富に貢献せず」との理由からそれを抑止する狙いによるとも考えられた。銀行預金抑制の動きは、「7%利付き政府債券」が無税で募集されるに及んで、ますます預金が銀行業者から財務府に流れを転じた。一般の預金者が「10%の税つきの銀行預金」を「7%の利付きにして無税の政府債券」に転じていったとともに、銀行業者自身も手許資金を「7%利付きで無税の政府債券」に向けていった。このように「1671年の新型補助税」には、金銭の課税回避を防ぐとともに、政府貸付利子を引き下げ、銀行業を抑制し、銀行業者の貨幣独占を打破するという意図が込められていた。(48)

「1671年新型補助税」の改革はまずは上記の通り、金銭への課税を簡素化するものであった。次に物財に対する課税について。旧型補助税では土地への課税において土地所有者の土地にある財は免除するのが慣行となっていた。新型補助税においても当該の土地にある農産物 (stock on land, unsold land-produce) は免税とされた。これに対して議会内の商人は、商工業における在庫 (stock-in-trade) を農産物在庫と同様に免税にするよう要求した。(49) これは動産捕捉という「新型補助税」に込められた意図にそぐわないものであった。この意図に挑戦して、商工業の在庫品への税を免除するよう主張した。商工業の在庫品に税をかければ、小売業者は在庫を減らし、これが消費者にとって価格引き上げとなり、商人・製造業者には小売業への販路狭窄化となる。このことがとくに毛織物業者についていわれ、商工業の在庫品免税は商人・製造業者のみならず(牧羊に関わる)地主(ジェントルマン)の利益にもなる。ただこうした主張によって地主(ジェントルマン)を抱き込むことはできず、結局商工業の在庫品免税は実現しなかった。

「1671年新型補助税」に盛られた官職収入に土地税の2倍の税をかけることにも反発があったが、それも受け入れられなかった。土地(所有者)が負担している地方税(local rates)を官職(保有者)は負担していないから官職からの収入には土地以上の税をかけるのは当然とされた。また官職保有者にかかる必要経費を控除することも受け入れられなかった。(50) この時宮廷側が官職保有者の肩を持たずに控除否定を支持したことは明記すべきである。

直接税は事実において土地に対する税を基幹としていた。これまでの補助税では土地評価が旧来の慣行にもとづくもので、それを実際価値に基づいたものに改めるのは、事実上全国的な新税を創出することに等しかった。しかしそのための全国的土地調査はついになされないままで、全国統一の税率を新たに確定することは無理であった。そこで庶民院はとりあえず推測値を出して取り組みを始めた。国内不動産(土地)の総面積は2400~5000万エーカー、年価値総額は900~1800万ポンドという極めておおざっぱな数字が示された。(51) この極めておおざっぱな推測値に基づいて、不動産の総年価値のポンド当たり1シリングの新税をかけることが決められた。この決定には種々の異論や批判が出された。まずポンド当たり1シリングを8ペン

スにすべきという意見が出されたが、これは認められなかった。税の支払いは査定税方式に倣って現存の地主＝借地人間契約に基づいてなされるべしと言う規定が付されたことに対して、土地価値が低下している現況下で旧来的基準は相対的に高率課税となり第一納税者たる借地人に支払義務を負わせるべきでないという批判がなされたが、これも受け入れられなかった。この新型補助税を巡る最も重要な争点は上の2点ではなく、補助税とは不可分と見なされていた「経費控除原則 (the spareable part)」の実行という点であった。「経費控除原則」の実行を求める提案は、一般的に納税者の経費を最広義に理解して控除すべきとしつつ特殊には土地全体の1/3を課税対象から控除すべきとしていた。この提案も、それが認められれば供与の要求額を調達することができないという現実的な理由から受け入れられなかった。ただ、票差はわずか10票であったことは、担税力を重視する「経費控除原則」の支持が如何に根強いものであったかを示している。(52)

以上のような議論を経て「1671年新型補助税」の税配分は次のように定められた。

[1] 金匠銀行業者の貨幣資産に100ポンド当たり15シリング(0.75%)の税をかける(年価値が資産価値の1/20として税率は15%)。この貨幣資産には、銀行業者の自己資金、借入金(borrowed money)、貸付金(debts owing)、利率6%以上の対政府貸付金で未返済のものが含まれた。100ポンド以下の資産と「7%利付き政府債券」は免税された。銀行預金に対する100ポンドあたり15シリングの税のうち2/3(=10シリング)が預金者に転嫁することができた。

[2] 動産で資本価値が100ポンド以上のものに対して、100ポンド当たり6シリング(0.3%)の税をかける。物財・商品・在庫品・家財が含まれる。ただし土地に付属する物財、第一所有者の土地生産物、家庭内家財・金銭・負債は除かれた。

[3] 軍を除く公務従事者(その補佐人・代理人・事務員を含む)に、その年収の2/3に10%の課税をする。1/3を経費として免除する。

[4] 土地と付属家屋の地代年収の最大想定値(full rack rent)に対して一切の経費控除をせずに5%の税をかける。占有者がまず3か月毎に支払う。

「1671年新型補助税」は効率的な全国的定率税を目指すものであった。それは、直接税の課税範囲の拡大を目指したものではなかった。旧補助税と比べて新型補助税は税率が低いばかりでなく課税対象物の範囲も縮小された。課税回避の傾向が強い動産である「金銭と収入」を捕捉することが新型補助税の特徴ではなかった。「金銭と収入」の捕捉については「1667年の人頭税」に盛られた改善策を引き継いだだけで、事実においては寧ろそれより後退したものであった。「金銭と収入」への課税について、収入は公職からのものに限定し、金銭は銀行家の手許にあるものに限られた。(53) このように課税範囲を狭めたことは、補助税の真の意義を逆照射している。すなわち補助税の真の意義は、直接税における「現実性と効率性」を実際的に高めることであった。そのため①財の実際価値を把握して現実的な課税をする。②「必要経費控除」原則を放棄する。③行政効率を向上させる(後述)。さらに具体的には次の諸点の改革がなされた。①

脱漏しやすい動産の課税を確認と査定が実効性のあるものに限定する。②不動産への税については、査定税に倣って、確認が容易な借地人・占有者を第一納税者とする。③旧補助税の動産と不動産という大まかな分類ではなく多様な富にそれぞれの税をきめ細かくかける。すなわち金銭には15%、収入には6.67%、在庫には6%、不動産には(年価値の)5%。(54) このように「1671年の新型補助税」は、現実性と効率性を高める改善によって旧来の補助税の弱点を克服する試行であった。

「1678年の人頭税」財の価値評価を現実的なものにし課税範囲を縮小・限定して効率化を図ろうとした「1671年新型補助税」はプラス面とマイナス面が打ち消し合うだけで期待した成果を上げることができず、名誉革命まで補助税が再度設けられることはなかった。直接税の課税配分の改善は、査定税を補完するという性格に改変された「1667年の人頭税」を一層の改善する形でなされた。それが「1678年の人頭税」である。この直接税の配分改善の王政復古期最後の試みの特徴は以下の4点である。①金銭(動産)に1%の課税をする。ただし東インド会社とギニア会社の株券には課税し、「7%政府貸付証券」は免税する。②「1667年の人頭税」で種々の官職と専門職ごとに課税率が異なっていたのを統一してその収入の10%を課税することになった。ただし、1667年にあった経費控除がなくなり、また免除されていた法律的官職が新たに課税対象とされ、年20ポンド以上の年金への15%の税は継続された。③「1667年の人頭税」にあった等級的課税は継承され、ただ貴族とその長子限定から(16歳以上の)次三男にも拡大し、一定年価値以上の複数の聖職禄(pluralities)を持っている聖職者も課税対象とされた。④さらに年30ポンド以上の家屋を所有してロンドンで営業する商人・取引業者と英国内に居留する外国人商人も課税対象とされた。⑤「1667年の人頭税」から1人当たり1シリングの均等割当の税が引き継がれたが、この税の免除範囲が日雇い労働者・農業補助者・財産が50ポンド以下で子供が4人以上いてその子供が16歳以下のものにまで拡大された。

全体として「1678年の人頭税」は、「1667年の人頭税」に持ち込まれた「金銭と収入」への課税に力点を置くという査定税補完的性格をそのまま引き継ぎさらに強化している。人頭税である限り不動産が除外されるのは当然としても、「等級的税」を商人と取引業者にまで拡大し貿易会社の株券、「商取引の在庫品(stock-in-trade)」の形で物財も課税対象に取り込んだ。

結局、王政復古期の課税配分の改善は、「全国的定率課税」たることを目指した「1671年の新型補助税」が所期の目的を達成せず、実質的に土地税であった補助税・査定税のもつ課税対象の偏った捕捉と不正確な価値評価という根本的な弱点を、「人頭税」がその補完となるように改変して補っただけに終わった。

3. 税業務

直接税には、国民(納税者)には負担感が少なく公平に賦課されること、政府には歳入確保に至便であることという両面を満足させることが求められた。前者について、王政復古期におけ

る3つの直接税の税配分の公平化という形の努力がなされた。後者について、課税物件の真実価値と旧来価値の差額を極小化する業務体制の整備という形の努力が行われた。

直接税の査定 補助税・査定税・人頭税の3つの直接税について、税配分については相互に大きく異なっていたが、業務機構についてはほぼ共通していた。經常収入は間接税によって、非經常的収入は直接税によるというのが、王政復古期における「中世的二元主義」のあり方であった。交易や消費にかけられる間接税は「国王の任命者」が業務を行い、財産に対する直接税は「議会の任命者」に託された。「神聖なる財産」については国王ではなく「独立の財産所有者」によってのみ「介入」されうるという観念が厳存していた。「独立の財産所有者」の集会である議会によって直接税の業務を担当する委員が任命されたのである。(55) 直接税の執行と監督の任務を州毎に託される委員には、議員自身かまたは議会の指名者になった。委員は担当州を細分してそれぞれの地方査定人を任命し個々の納税者の負担額を査定した。(56) 補助税と人頭税は、全国共通の税率が予め決められており各納税者の負担額は旧来の財産評価額にその税率を乗じて決められた。査定税は、各州の割当額が予め決められそれを調達するのに必要な「州の税率」が個々の的に決められた。財産評価に「州の税率」を乗じたものが州の割当額となるように決められた。その財産評価は改めて調査されるのではなく旧来の調査結果に依存していた。この点、補助税も査定税も同様で各州の委員は査定人が諸個人の財産を実際に調査するのではなく過去の前例に倣うことが黙認された。ただ査定人は指定日までに委員に担当地区の納税額の「査定簿」(assessment certificates and lists)を提出し、それを委員が点検して過少査定を防止した。

直接税の徴収 委員は課税額の査定が完了すると税の徴収に取りかかった。補助税の徴収には、各州に州徴税人(High collector)、州内各地域に徴税人(collector)が任命された。査定税の徴収には、各州に受納総監(Receivers-General)、州内各行政区に主徴税人(head collector)、各教区に副徴税人(sub collector)が任命された。受納総監は国王によって任命され、他は委員によって任命された。ただ受納総監の地位は議会が任命する委員より低くその強い統制を受けた。旧来の納税額の「記録簿」の写しが各段階の徴収担当者に渡された。それとともに補助税のそれは財務府に、査定税のそれは受納総監と大蔵卿に転送された。給与が委員付事務官と各徴税人に与えられた。査定税では徴収額のポンド当たり4ペンスが、補助税では徴収額のポンド当たり6ペンスが給与に充当された。地方の査定人は査定後徴税人を兼任しない限り無給であった。(57)

3種の直接税の業務規定はそれぞれ違ったものであった。人頭税と補助税はともに、州単位ではなく全国統一的に施行されたが、課税基準は複数あった。拡散する財を捕捉することと、複数の基準による二重課税の回避がなされなければならなかった。第1点について、納税者は通常の居住地においてその全財産が査定された。居住地以外の財については免税証の発行がなされた。第2点について、複数の基準による納税額のうち最大のものの納税がなされ他の基準

による納税は免除された。査定税は課税が对人的ではなく対物的であり基準が州単位で単一であったため、また不動産の課税が借地人あるいは占有者が第一支払者に課されたため一層簡便であった。(58) 委員には、徴税の遅滞を厳罰に処する権限が与えられたが、補助税の場合その権限授与が形式的であったが、査定税についてはより具体的に強制調査・差押・紛争裁決・割当額が未達成の場合の再査定命令などの強い権限が授与されしかも大蔵卿への進展状況の報告も求められた。

王政復古期とりわけその初期における直接税の業務上の弱点は、査定面と徴収面の両面にあった。課税対象の価値査定において、当該時の実際価値が調査されるのではなく各納税者がこれまで納めたあるいは納めたと申告する額がそのまま採用された。委員は担当州に同情や宥和の感情を持ちがちであり、また地方査定人は業務に精通せずしかも無給であったため、ともに旧来的・名目的価値評価をそのまま受け入れた。委員から地方査定人まで業務執行を厳正に行うための宣誓をさせることもさせられることもなかったため一層情実が入り込む余地があった。割当税である査定税の場合、徴収額が事前に決まっているので不足する場合は再査定が行われたが、定率税である補助税・人頭税では査定弱さは税収に負の効果を持った。徴収面の弱点は、国家歳入の取得であるにもかかわらず国王が十全な権限を有していなかったことである。たしかに査定税では受納総監の任命権が国王にあったがその他の税務官の任命権は議會有していた。査定結果が財務府や大蔵卿に上げられたが、単に受領額の点検のために用いられただけで下部機関の上位者への服属を意味するものではなかった。査定税委員が大蔵卿に提出した「業務報告書」も税業務への国王政府の積極的な介入を意味するのではなく事後の確認以上のものではなかった。

財務府の直接税収益の受領 王政復古期初期の直接税は、その査定と徴収に以上のような弱点を抱えながらどれくらいの税収を上げたのか。政府が入手した税収によって当該税の効率性が判明することになる。しかし財務府に納められた税収は、上納以前に種々の控除がなされ真の徴税総額を捉えがたくしていた。財務府上納以前に徴収分の一部が抜き取られた最初のもは、共和政軍解散のための諸税である。「1660年の3か月月割査定税」・「1660年の人頭税」・「1660年の2か月月割査定税」・「1661年の6か月月割査定税」が軍解散のためのものであり、その税収は財務府に一切納められずロンドン市収入役事務室 (the Chamber of the City of London) に直接上納された。市収入役自身政府の軍解散財務官を兼ねていた。財務府受領前に抜き取られた税収の第二は、税収の「先取り (anticipations)」という王政復古初期の混乱期に採られた借入の返済金である。「先取り」は徴税前に入るべき税収を担保にした貸付 (借入) であり、徴税分は財務府を経由せず貸し手に直行した。「1661年の1か月月割査定税」を担保にしたロンドン・シティからの6万ポンドの借入と、「1661年18か月月割査定税」を担保とする金匠銀行業者ロバート・ヴァイナーとロンドン・シティそれぞれからの10万ポンドの借入がそれぞれである。また「1661年の18か月月割査定税」の税収から王党派官職保有者の困窮救済のための

資金が財務府を経ずに税収から直接用立てられた。(59) このように財務府を経ずに直接費消された資金は、その税の収益性を正確に判定するためには財務府受納分に加算されなければならない。

「1660年の1か月月割査定税」の税収は純額が66,000ポンド(徴収費ポンド当たり4ペンスを含む粗額は67,000ポンド)で、「1661年の1か月月割査定税」の税収は純額68,000ポンド(粗額69,000ポンド)であった。(60) この二つの査定税の見込み額はそれぞれ70,000ポンドであったからそれを下回るとはいえ決して二つの査定税の成果は悪いものではなかった。次に同じ査定税である「1661年の18か月月割査定税」の成果を見ると一層査定税の収益性の確かさが見取れる。

- ・ £808,000 (61年12月から63年9月29日までの納入額)
- ・ £144,000 (63年9月29日以後の18か月間の納入額)
- ・ £15,000 (36か月経過後に納入された滞納額)
- ・ £260,000 (ヴァイナーとシティからの借入返済と利子。財務府を経由せず)
- ・ 計£1,227,000 (粗額£1,248,000) (内£60,000は困窮する王党派官職保有者救済に充当)

以上のように、£160,000 (= 144,000 + 15,000) がほぼ既定の徴収期間内に徴収されなかったが、全徴収額は見込み額(月額70,000x18 = 1,260,000)を僅か1%不足するのみであった。これからも査定税の収益性の確かさがうかがえる。

定率税の収益性の劣位 王政復古期初期の査定税(割当税)の収益性は以上のように堅実なものであったと言える。これと定率税たる人頭税・補助税と比較すれば一層そのことが分かる。「1660年の人頭税」は同年8月に開始され見積額は210,000ポンドであり、開始後12日以内に上納が完了することが規定されていた。実際は11月になっても上納額は100,000ポンドに過ぎなかった。(61) 人頭税に対する納税忌避はロンドンで特にひどく、改善努力がなされたものの「1660年の人頭税」の収益は最後まで低いものであった。

国王の経常的収入の補強を意図した下記の「1663年の4つの補助税」の税収の財務府の記録は次のとおりである。

- ・ £161,000 (1664年9月までに聖・俗からの徴収額)
 - ・ £38,000 (1665年の徴収額)
 - ・ £22,000 (1668年のまで徴収額)
- 計、純額£221,000 (£当たり6d.の徴収手当を含む粗額£227,000)

この数字を下記の「1661年7月の自由献金(Free Gift)」と比較するとその収益性の程度が分かる。

- ・ £163,000 (1662年9月までの上納額)
- ・ £58,000 (1663年上納額)
- ・ £8,000 (1664年以降の滞納額)

計、純額£229,000(£当たり1s.の徴収手当を含む粗額£241,000)

国富の全範囲に課税するとされた「1663年の4つの俗人(2つの聖職者)への補助税」の税収が、自由で自発的な献金よりも低かったという事実は、旧型補助税の収益性の低さを示している。

このように定率税である人頭税と補助税の収益性は低かった。そのため国王の経常収入を補充するのに加えて第二次英蘭戦争の資金調達はおのずから割当税である査定税が採用されることになった。「1664年の36か月月割査定税」と「1665年の24か月月割査定税」と「1667年の1か月月割査定税」と「1667年の11か月月割査定税」である。この間に「1667年の人頭税」が査定税の補完として設けられたが、英蘭戦争戦費には査定税が立て続けに4度設けられた。1664年12月から65年12月までは「1664年の36か月月割査定税」のみで毎月7万ポンドの賦課であった。続く65年12月から67年12月までは「1664年の36か月月割査定税」と「1665年の24か月月割査定税」が重複し毎月12万ポンドの賦課がなされた。1667年12月から68年12月にかけては「1664年の36か月月割査定税」と「1665年の24か月月割査定税」の両税の滞納分の徴収に、新たに「1667年の1か月月割査定税」と「1668年の11か月月割査定税」の二つの税の負担が加わった。かくして1665年12月から68年12月の期間の税負担は史上最高額となった。税配分の微調整と官職への課税拡大を除いて、過重な負担を緩和する措置は一切なされず、この4年間に実に500万ポンドを超える額が査定税から調達された。査定税の収益力がいかに発揮されたのである(62)。

直接税と公信用 王政復古期の租税を担保とする政府借入の一般的形態は、「先取り割符(the anticipation tally)」であった。特定の税収が納入される前に受領証である割符が財務府で「打刻(strike)」された。その「割符」は各政府部門の財務官や対政府債権者に税収受納時に現金化する支払保証書(約束手形)として発行された。復古王朝初期には、この「先取り割符」は経常収入のためにのみ用いられた。しかし第二次英蘭戦争の前夜には軍事費借入の要求が強まり「1664年の36か月月割査定税」と「1667年の1か月月割査定税」の2つの直接税を担保に「先取り割符」が発行された。このことは財務府に事実と異なるものを記録されることになった。その第一は、「先取り割符」はそれが打刻された時点で通常の税収が受領されたものとして財務府に記録されたため、税収が当該税開始初期さらには開始以前に集中して記録された。そのため実際の徴税テンポを知ることはできない。第二は、「1664年の36か月月割査定税」について、税収実額を6,400ポンド超えて割符が打刻され収入として記録されたが入金がないまま10年放置された。このように「先取り割符」の打刻・発行には混乱がつきまとったが、その後新たな借入制度が導入されてこの混乱は解消した。新借入制度は「番号入りの支払指図証(numbered credit orders)」を貸付人に発行し財務府に当該税収が入り次第その番号順に返済(現金化)がなされるものであった。この新借入制度は、税収が財務府へ直接にしかも秩序正しく上納されることを要件としたそれを保証した。この新信用制度は「1665年の24か月月割査定税」から導入され、その後二つの例外を除いて全ての税に適用され永続化された。そのため以後、「先取

り割符」の使用は断たれ、それが持っている固有の混乱要因（割符発行日が税込納入日とされ、税込を上回る額の割符が発行される。）がなくなった。新制度が適用されなかった例外の一つは、「1673年の18か月月割査定税」であるが、この税について支払指図証が用いられることはなくまた旧来的「先取り割符」も適用されなかった。(63) 例外はあるものの、「1665年の24か月月割査定税」以降のすべての直接税には新信用制度が適用され、徴税記録が初期集中型になることはなく、納入額と納入状況について財務府の記録と実際との乖離はなくなったのである。(64)

「1665年の24か月月割査定税 (Additional Aid)」以降で新信用制度（支払指図証）が適用されなかった例外は「1673年の18か月月割査定税」と「1667年の1か月月割査定税」でともに支払指図証制度が適用されなかった。ただ「1667年の1か月月割査定税」には旧来的「先取り割符」が適用されている。「1667年の1か月月割査定税」の議会承認は「1665年の Additional Aid」と同じ65年10月31日であったが、その法案策定は「1665年の Additional Aid」の議会承認（65年2月9日）より早くそれより前の「1664年の Royal Aid」に倣ったものであった。すなわち新信用制度ができる前で採用されようがなく旧来的「先取り割符」が採用された。(65) 旧来的「先取り割符」が適用された「1664年 Royal Aid」とそれに倣った「1667年の1か月月割査定税」にも旧来型「先取り割符」が採用され、財務府の受領状況は変則的であった。「1664年 Royal Aid」は見積額1,250,000ポンドであったが、最初の6か月に集中的に125万ポンドの受領が財務府に記録されている。「1667年の1か月月割査定税」もその見積額は121,000ポンドであったが、その半額が徴収前に納入されている。ともに「先取り割符」適用による典型的な初期に集中する「変則例」である。

第二次英蘭戦争の戦費として設けられた4つの月割査定税の1664年から68年の直接税の見積額と実収益は以下の通りであった。(66)

	見積額	純収益(粗収益)	未徴収率
1664年の36か月月割査定税	£2,477,500	£2,373,000 (£2,413,000)	2.6%
1665年の24か月月割査定税	£1,250,000	£1,148,000 (£1,167,000)	6.6%
1667年の1か月月割査定税	£121,000	£119,000 (£121,000)	0%
1668年の11か月月割査定税	£1,256,000	£1,170,000 (£1,190,000)	5.3%

「1665年査定税」の未徴収率6.6%はロンドン大火とペスト流行の影響によるが、「1668年査定税」の未徴収率5.3%は、64年から立て続けに4度査定税が賦課された過重負担によるものであった。ただ第二次英蘭戦争戦費のため4年間に4度も賦課された査定税は、総額で4,890,000ポンドの収益を上げ、見積総額に対する未徴収率が平均4%に止まったことは、65-66年の戦争・ペスト・大火といった悪条件に見舞われたことを考慮すると好成績であったと言わなければならない。

しかし、第二次英蘭戦争のために4年間に4度の査定税が賦課されたことは、納税者には重い負担であった。税収面で好成绩であったものの査定税の持つ不動産に偏重するという不公平性を是正するために新たな人頭税（「1667年人頭税」）を設け動産を逃さず捕捉して定率課税にする試みがなされた。しかしそのために査定過程の改善がなされることはなくただ徴収効率の向上が図る次のような改善がなれた。①人頭税徴収に査定税の徴収体制すなわち副徴税人－主徴税人－受納総監の指揮系統をそのまま導入する。②徴収の各段階に期限を定め違背者に対する投獄・差し押さえの権限を徴税人に与える。③副徴税人をこれまでのように委員によって上から選ばれるのではなく担当教区によって下から選出され、教区（＝納税者）に主徴税人への上納に責任を持たせる。委員が有する任命権は主徴税人に限られ副徴税人については失う。④徴収効率の向上のため徴収手数料をポンド当たり総額で7ペンスに引き上げる。

「1667年の人頭税」は、捕捉しやすい土地と財物を除く「捉えがたいもの」の捕捉を狙った補足的税であった。上述の業務改善もたちどころに成果を上げることはなく、官職収入や私物の捕捉はやはり困難であった。(67) 加えて人頭税業務のために選ばれた委員の数が多すぎ、相互に牽制したり縁故介入をして税務の改善を阻んだ。「委員の数が多しだけ上がる金額は少ない」と言われた。(68) 「1667年人頭税」は1667年4月30日までに500,000ポンドを上げるものと見積もられていたが(69)、その純収益は67年9月までに220,000ポンド、その後26,000ポンド、計246,000ポンド(粗額253,000ポンド)であり、見積額の半分であった。

徴税過程に対する大蔵省の統制強化と「為替局」 第二次英蘭戦争下で、直接税業務の改善はさしたる成果を上げなかったが、議会在任命する委員の大きな権限に手を触れることを最小限にとどめ、徴税過程に対する大蔵省の統制が強化されたことはその後の税務発展にとって見逃せない重要性を持つものであった。大蔵省統制の強化は、徴収した税収を地方からロンドンに輸送する物理的困難を克服する必要性にその起因があった。為替手形が整備されていなかったため「1664年の36か月月割査定税」と「1665年24か月月割査定税」の2つの査定税の膨大な税収は、1665年に設けられた「荷車制度」によって地金のままロンドンに輸送された。この稚拙な制度による輸送の遅延と地方における深刻な通貨不足とは、為替手形の整備を急がせた。(70) 1667年夏に為替手形で税収を送付する制度として「為替局 (Exchange Office)」が設置された。これによって、地方で現金を必要としている商人や手工業者は同じ地域の徴税人から手形と差し替えてロンドン移送前の現金を取得することができた。その手形は「為替局」に送付され、ロンドンの取引銀行で現金化された。各州で徴税人が税と引き換えに入手した手形は12日以内に為替委員に送付され、それを現金化したものが為替出納官から財務府に納金されることになった。1668年2月までに5万ポンドを越す税収が為替手形で送られ、これによって送金用「荷車」数は大きく減少した。(71) 地方からロンドンへの税の送付を為替手形で行うことで徴税の迅速化が図られたが、このことの真の意義はそこに止まるものではなかった。為替委員は大蔵省のために、それまでの徴税過程に巣食う宿痾の除去にあたった。その宿痾とは、各段階の徴

税人が「日々の税収 (running cash)」を上納期限まであるいはそれを越えて手許に留め置きそれを私的に運用して利得を求める事実であった。これは全税収が集中する受納総監についてとくに顕著であった。手許税収を私的に活用する年来の悪弊がとくに顕著であった受納総監を為替委員の統制下におき徴税の進捗を毎週大蔵省に報告した。為替委員を補佐するために為替委員による 22 名の「税法務官 (Solicitors of Taxes)」が任命され、各州での徴税の進捗状況と徴税人の行状を逐一査察し報告した。(72)

為替手形活用による税上納の迅速化と徴税人による手許留置分(「日々の上り」)の私的運用の抑制という二つの改善は、立法府＝議会の外側ですなわち法的改変をすることなく行政府内の実務的改革としてなされた。大蔵省による直接税の中央集権的統制の強化であった。これには議会からも税委員からも異論は出なかった。大蔵省統制の強化は、すでに経常収入をなす間接税について、それぞれ「関税局 (Customs House)」、「消費税局 (Excise Office)」、「炉税局 (Hearthmoney Office)」を設置して実行されていた。(73) 間接税は国王の終身的収入であったが、直接税は短期限定であったため、1665-8年にそれまでの直接税が相次いで期限切れとなり、それに伴って「為替局」も閉鎖された。しかし直接税についても大蔵省の中央集権的統制がなされたという事実は消し難い影響をその後の税務に残した。

「1671年の新型補助税」の改革 「1671年の新型補助税」について税配分上の改革に加えて業務上の数々の改革がなされ、名目的価値でなく真実価値に基づいて課税するという年来の課題が実効性のある形で進められた。これは直接税について王政復古後初めての大改革であった。第1の改革は、税委員の任命を議会から国王に変更したことで、これによって委員の裁量による減免をなくすことができた。第2の改革は、査定人に真実価値に基づく査定をさせるために「宣誓」を求めたことである。これは第1の改革以上に税査定における私的裁量の余地をなくすものであった。ただ税委員に「宣誓」を求めることは実行されずその私的裁量の余地はなお残った。(74) 第3の改革は、副徴税人を教区が選出するという「1667年の人頭税」でなされた改革を継承し、さらに受納総監に主徴税人任命の権限を与えたことである。これによって税委員は徴収に関わる人員の任命権を全て失うことになった。また「1667年の人頭税」を踏襲して徴収経費を徴税額のポンド当たり7ペンスとし、加えて税委員の事務官に与えていたその内の1ペンスを副徴税人に移した。副徴税人の報酬はポンド当たり3ペンスとなり他税より高額であった。また以前同様徴収の各段階に納期を予め定め、不履行には差押や財務府への召還によって厳守させた。第4の改革は、すでに査定税に導入されていた「手続きの簡素化」にならい、①不動産はその所在地で課税する。これによって借地人がまず納税しその後地主に転嫁することになる。②「官職による収入」はその収入が得られた場所で課税する。③動産は納税者の居住地で課税され、散在する動産の重複課税を避けるために納税時に支払済証が付与された。第5の改革は、大学・病院・福祉施設を除いて旧来の免税措置が中止された。

「1671年の新型補助税」の改善には、定率税の効率化によって割当税に代置するという狙いが

込められていた。名目的価値でなく真実価値を把握することが主要課題であったが、査定人に「宣誓」を義務付けたが納税者にはなされず、結局納税者の自己申告に拠らざるを得なかった。税委員の任命権を議会から国王に移したがその委員の「怠慢」による過小査定は改めようがなかった。時あたかも、穀物と地代の低価格が続いており(75)、税収に悪影響を与えていた。

「1671年の新型補助税」の収益は次のようであった。(76)

- ・完納予定の72年3月までに£222,000
- ・その後半年間に£88,000
- ・それ以降に£43,000
- ・純総額は£353,000(粗総額£365,000)

王政復古期の定率税としては最高の額であった。「1663年の4つの補助税」の221,000ポンドより6割多かった。(77)しかし税委員任命権の国王への移管など立法府の行政府への譲歩が税収増を期待させたにもかかわらず、750,000～800,000ポンドという控えめな見積額に対して半分にも及ばなかったことは厳しい結果であった。「1671年の新型補助税」での改善は、大蔵卿クリフォードが「買収将校」の名をほしいままに議会工作を行ってやっと実行しえたものであった。(78)その後の議会の硬化によって「1671年の新型補助税」の改善策の継承は阻まれ、それを78年に継承しようという提案がなされたが、税委員の国王任命に対する抵抗にあって破談となった。(79)とにかく「1671年新型補助税」の改善策は直接税の改善として大きな期待がかけられたが、その税収の低さはやはり定率税改革の限界を思い知らせるもので、税業務改善はおのずから査定税に向けられることになった。

「1673年の18か月査定税」と「1677年の17か月査定税」の改善 改革の矛先は直ちに「1673年の18か月査定税」と「1677年の17か月査定税」に向けられ査定税業務の強化の試みがなされた。税委員はこれまで通り議会が任命し、査定過程の統括権を保持したが、徴税過程について重要な改革がなされた。主徴税人が廃止され国王が任命する受納総監代理(the deputies of the Receiver-General)がその代わりをなし、税委員が任命する徴税人は(10マイル以上の距離でない限り)受納総監代理に徴収分を上納することにした。税委員は、財務府への移送のために、各徴税人が上納すべき額を示す文書を受納総監に提出することになった。受納総監(又は代理)は担当区の徴税状況を税委員に掌握させ、当地の全徴収額が上納された段階で「債務履行証 a receipt in full discharge」を税委員に渡すことになった。次に、徴税各段階での係官の不当な手許留置に対して投獄や差押えをする州委員の権限の対象を、徴税人に限定し受納総監には及ばないようにした。また、査定税の徴税手数料がポンド当たり4ペンスから6ペンスさらに7ペンスに引き上げられ、徴税の成否を握る現場担当者である徴税人の取り分がそのうちの3ペンスから4ペンスへと引き上げられた。以上の改革によって議会任命の税委員の重要度が減り逆に国王任命の受納総監の重要度が増した。税委員は全般的監督権を保持したものの徴税過程の統轄権を受納総監が握り各教区にまでその代理人の監視の目は行き届き、各教区の徴税人は

報酬が増えることで徴税に励みができた。

「1673年の18か月査定税」の徴収状況は次のようであった。(80)

- ・徴収指定日までに£990,000
- ・その後半年間に£149,000
- ・それ以降に£40,000
- ・合計純額£1,179,000(同粗額£1,210,000)

見積額は£1,239,000であったから未徴収分は2.3%であった。また1665・67・68年の3つの査定税より徴収に要した日数が短かった。

「1677年の17か月査定税」の徴収状況は次のとおり。(81)

- ・徴収指定日までに£485,000
- ・その後半年間に£66,000
- ・それ以降に£17,000
- ・合計純額£568,000(同粗額£585,000)

見積額は徴収粗額と同額の£585,000であった。

見積額の満額を徴収しており、その94%が指定期日内に納められていた。1673年と77年の二つの査定税の月毎の賦課額は1665・67・68年の3つの査定税のものより73年税が40%、77年税が70%だけ少ないものであったことと、73年・77年までに課税の空白期間があったことが、両税の好成績をもたらしたとは言えるがそれを勸案してもなお上の数字は驚きに値する。

大蔵省の統制強化 査定税の効率向上に寄与したのは、1667-70年に設けられた「為替局」に做った大蔵省の中央集権的統制の強化策であった。直接税である「1671年の新型補助税」に対する監督業務が、間接税である炉税について設けられた「炉税局」に委ねられ、加えて補助税滞納分の徴収と法律文書税(Law Duty)の監督業務も委任され、そこで「炉税局」の名称が「税執行官(Agents for Taxes)」に変更された。「税執行官」の直接税監督業務は以前の為替委員のものと同じであり、「1673年の査定税」承認とともに「為替局」が「税執行官」の下に設けられた。さらに「税法務官」も復活され、徴収の各段階の監視と査定の妥当性の検証と不測の事故の税委員への報告などを行った。「1673年査定税」の完納(76年春)とともに「税執行官」もお役御免となったが、1年後の「1677年査定税」承認とともに復活され、以前のように間接税(炉税)の監督業務は免ぜられ直接税(査定税)監督に任務が限定された。直接税の承認と期限切れに合わせて「税執行官」の停止と再開を繰り返すことの都合が認識され直接税が施行されていない時期もそれを存続させ滞納分徴収などの任務を行うこととなった。基幹的役人の存続は名誉革命まで続き、革命後は直接税が毎年承認されたため「税務局 Office for Taxes」として永続化された。70年代における「税務局」の発展はこの期の直接税の業務改善に大きく貢献し、「炉税局」による片手間の監督を受けた「1671年新型補助税」と包括的で強力な監督を受けた「1677年の査定税」以降の直接税を画然と分かつことになった。(82)

「1678年の人頭税」、「1678年18か月月割査定税」、「1680年6か月月割査定税」の業務改善王政復古期直接税で最後期の3つのもの「1678年の人頭税」、「78年18か月月割査定税」、「1680年6か月月割査定税」のうちで業務の改善が見られたのは「78年人頭税」だけであった。改善は73年と77年の査定税でなされたものに倣うものであった。すなわち、主徴税人を廃し代わりに受納総監代理を当てたことと徴収費をポンド当たり7ペンスに引き上げたことであった。(徴収人を教区選出にすることは「67年人頭税」・「71年補助税」の場合と同じであった。)これによって先行の補助税の場合と同様に税委員は全ての徴税人に対する任命権を失い、また直近の査定税と同様に税委員は各地域の完納時に受納総監から債務履行証を受け取った。

「1678年の人頭税」の徴収額は次のようであった。(83)

£215,000 (指定期日内)

£37,000 (指定期日後半年間)

£9,000 (指定期日後半年以降)

純総額£261,000 (粗総額£269,000)

「78年人頭税」の税収は「67年人頭税」とほぼ同額であったが見積額が低かった(67年の£500,000に対して78年は£350,000)ので「好成績」となった。

「1678年の18か月月割査定税」の徴収額は次のとおりで見積額は£619,000。(84)

£479,000 (指定期日内)

£98,000 (指定期日後半年間)

£20,000 (指定期日後半年以降)

純総額£597,000 (粗総額£615,000)

「1680年6か月月割査定税」徴収額は次のとおりで見積額は£206,000。

£99,000 (指定期日内)

£80,000 (指定期日後半年間)

£22,000 (指定期日後半年以降)

純総額£201,000 (粗総額£207,000)

「1680年査定税」は「1678年査定税」の徴収が二か年続いた直後であったため徴収期間が長くなったが両税とも徴収総額は見積額を3.4%下回るだけであった。さきの「77年査定税」に続いて「78年と80年の両査定税」とも好成績をあげ査定税の業務改革が効果を挙げたことを物語っている。とりわけ排斥法危機という政治的混乱期であったことを考えると一層査定税の業務改革が意義の大きなものであったことが窺える。

4. 小括

王政復古から名誉革命まで28年間の直接税は総額1,140万ポンドを上げた。この内補助税(定率税)と人頭税は、総額150万ポンド(13.5%)を占め、査定税(割当税)が1,000万ポンド(86.5%)

を占めた。テューダー朝以来の補助税と人頭税がわずか全体の1/7弱を占め、共和制期に導入され反発が大きく王政復古とともに廃止されるはずであった査定税が6/7強を占めていた。復古王朝の28年間に総額1,140万ポンドの直接税が賦課された事実は、税負担として重かったのか軽微であったのか。復古王朝期の前と後の時期と比較すれば決して重いものであったとは言えない。17世紀中葉以降の間断なく直接税(財産税 property tax)が賦課されており復古王朝の28年間はむしろ「砂漠の中の最後のオアシス」であったと言える。(85)しかしこの28年における直接税の賦課は均等でなく極めて時期的に偏ったものであったことを考慮しなければならない。復古王朝最初期1660-3年にクロムウェル軍解散と王室歳入確定のために300万ポンド、続く65-8年に第二次英蘭戦争のために500万ポンド強が徴収された。王政復古から名誉革命の間の全直接税の70%以上すなわち800万ポンドが初期8年半の間に集中賦課されている。残りの20年に全体の30%すなわち325万ポンドが賦課された。初期8年間の年平均賦課額は956,000ポンドでその後の20年間の年平均賦課額は163,000ポンドであった。従って初期8年間は決して「オアシス」とは言えず、共和制期から受け継いだ財政難に加え共和政軍解散・英蘭戦争のための非経常的経費調達に苦闘した時期であった。庶民院の関心も当初の王室の適正な経常的収入を確保することから逸れ、むしろ王室の浪費批判に向かいがちであった。その後の20年間は確かに「オアシス」と言い得るもので、直接税の「沃野」が緩やかに耕され最後の8年間には「休閑地」とされ、名誉革命後の直接税の重くて継続的な負担に耐える基礎が整えられた。

復古王朝期の直接税の賦課額とその時期的配分に偏りが上のようなようであれば、土地所有者が多数を占める庶民院での「土地が過重に課税されている」という苦情をそのまま鵜呑みにすることはできない。直接税の全てが土地によって負担されたと仮定しても、王政復古期の直接税負担総額が1,140万ポンドであったことは、「国富の中で最大の資産」として過重であったとすることはできない。王政復古期の土地以外への課税は、貿易への課税(関税)が1,800万ポンド超、消費への課税(消費税と炉税)が1,900万ポンド超、雑多な収入への課税が300万ポンドであった。(86) 税転嫁を度外視しているため比較は近似的なものであるが、それにしても土地所有者が王政復古期国王収入の22% (= 1,140万 ÷ (1,140万 + 1,800万 + 1,900万 + 300万)) であったことは、土地という課税対象が国富の中で占める圧倒的な重要度からして過大ではなく逆に過小であった。(87) したがって王政復古期全体から見て「土地に過重課税がなされている」という苦情は正当だとは言えない。ただ、その初期に限れば必ずしも不当とは言えない。1668年末までは、直接税の年平均額は関税・消費税・炉税の合計額とほぼ等しいものであった。復古王朝期全体では直接税の割合は22%であったことを思えば初期8年間の土地課税が極めて重いものであったことが分かる。しかも共和政期に重い土地税を立て続けに負担してきたその直後であるため土地税は一層厳しいものであった。ジョン・ホランド議員は1666年10月の議会で「税負担が(借地)契約の更改に悪影響を与え、また地方における貨幣不足のために食料価格が下落し」土地価格を押し下げていると述べ、この翌年サミュエル・ピープスも借地放棄が相次ぎ

で地代が暴落しているという苦情の広がりを証言している。(88) 事実、過重な税によって土地が疲弊し地代が下落するという事態が、1669年末から70年・71年まで深刻なものになった。「1671年の補助税」の見積額が750,000～800,000ポンドであったのに徴収粗額365,000ポンドに止まったのもこうした土地疲弊にも一因がある。庶民院はその対応策として1670-1年の追加的供与の大半を間接税(1670年のぶどう酒税、1671年の追加消費税)によることにした。(89) 王政復古期初期の10年間の苦い経験は議会で多数を占める地主階級に新型の査定税のみならず直接税のあらゆる形態に対する憎悪の念を抱かせた。それは初期10年とその後18年の直接税賦課の回数が、15と6であることによく示されており1685年ジェームズ二世最初の議会での財政確定では直接税は放棄された。(90)

事実上の土地税である直接税に対する地主階級の憎悪には、動産とくに貨幣収入が課税を免れてその分土地に過重な負担がかけられているという不満が含まれていた。これを抑制するために動産を効果的に捕捉する努力がなされはした。しかし議会が、動産捕捉の徹底的な方策をとることはなかった。「1671年新型補助税」について、税委員の任命権を議会から国王に移し、地方の査定人に「宣誓」をさせたことは小さくない改善であった。しかし査定人の検分権を強化することはなく、納税者に「宣誓」を課し不正行為に厳罰主義で臨むこともなく、やはり自己申告制が査定作業の基盤であり続けたため、全体として抜本的改善がなされたとはいえなかった。他者によって財産を調査されることへの嫌悪感や忌避感伝来のものであった。騎士議会第9会期に実現した「1671年新型補助税」における微温的な改善ですらその後は棚上げにされたままであった。王政復古期議会の構成員は動産が不動産よりも課税捕捉から逃れていると不満を持っていたが、それ以上に財産調査全般に対する根底的嫌悪が強く、真実価値が掌握されることを拒みそれを旧来的な名目価値で覆い隠す性向が査定抜本的改善を阻んだのである。

動産・不動産の別なくおよそ財産調査なるものへの忌避感が強かったから、動産が税逃れした分不動産が追加的負担を蒙ったという不満は割り引いて捉えなければならない。「1671年新型補助税」の議論の中で示された同時代人による種々の課税対象物の価値評価と税収の期待値は次のとおりであった。(91)

	推定資本価値 (£)	推定年価値 (£)	総価値中 占有率%	年価値への 税率案	税収期待値 (£)	総税収中 占有率%
土地	240m	12,000,000	85.1%	5%	600,000	79%
在庫品	25m	1,250,000	8.9%	6%	75,000	9.9%
現金	12m	600,000	4.3%	10%	60,000	7.9%
事業所	4.8m	240,000	1.7%	10%	24,000	3.2%

*年価値と資本価値の比は1:20。課税は年価値に賦課。現金への課税は銀行家保有のものに限定され15%を賦課。事業所officeへの課税は事業所収入の1/3を控除して残りに15%を賦課。在庫品 stock-in trade から農産物・家庭用品・負債は除かれた。m. は100万。

小さくない業務改善がなされた「1671年新型補助税」もその徴収額が365,000ポンドに止まり、見込額750,000-800,000ポンドを大きく下回っていたことは動産のみならず不動産もまた少なからず税逃れをしていたものと考えられる。しかし上表によると全般的財産税(直接税)収益の内で不動産占有率の期待値が80%とされている。動産課税が低いことに非難が向けられたが、それに応じて動産にはより高率の税率が適用され、さらに現金と事業所収入を対象に52万ポンドもの人頭税が1667・78年に賦課され、動産課税の収益が少ないのを補完しているのである。むしろ動産課税が税逃れによって低かったために、議会に地主勢力が優勢であったにもかかわらず、不動産が「国富中最大の資産」として当然担うべきものを担い、これによって全体として公平性が保たれたと考えることもできる。

「土地税」の出現 動産・不動産を問わずあらゆる形態の富に「全国共通の効率的で公平な定率税」をかける、というのが復古王朝期税制の目標であった。大蔵省管轄下に「租税局 the Tax Office」を設けて直接税に対する中央集権的監督を強化したこと、土地税の「過重さ」を緩和するために「脱漏のたやすい」動産を捕捉する定率税に人頭税を变容させたこと。たしかにこれらの改善が瞠目すべき成果を上げることはなかった。しかしそれらの改善は名誉革命後に放棄されることなく継承された。名誉革命後1689年に、直接税は追加的議会供与の正当な地位を獲得し、王政復古期に共和政的税として嫌悪された査定税は1689・90・91年に賦課され、同時に「1671年新型補助税」と近似のものが「一般的献金 (General Aid)」の名で1689年および1692から96年まで毎年賦課された。(92)しかし査定税は92年を最後に採用を止め、補助税型の「一般的献金」も税率が年価値の一律5%に引き上げられたにもかかわらず、税収は漸減した。(93)王政復古期の直接税についての諸改善が名誉革命後に継承されたが、「収益性と公平性をともに満足させる直接税」を実現しえなかった。そこで新たな土地課税が模索され案出されたのが、その後100年以上にわたって直接税の首座を占め続けることになる「土地税 (Land Tax)」であった。動産にも応分の負担をさせつつ、税収総額を予め定めるという2重の要素がこの税に期待された。この二重の要素は1689年の土地税にはっきりと見られた。査定税に倣って全国の税収が予め定められ、各州にそれを実現するための割当額が予め定められた。しかし査定税とは違って、各州はその割当額を達成すべくすべての富に州内一律の税率をかけることはなかった。「土地税」は動産と不動産を分けて異なる対応がなされたのである。まず動産に対して州内一律の税率をかけ、その後不動産に対して割当額の残額を徴収すべく州独自の税率をかけた。(94)動産に対して既定の税率がかけられ、不動産に対して可変的な税率がかけられた。動産について税率は既定的で税収は可変的であり、不動産について、既定の割当額から動産税収を差し引いたものを達成するために可変的な税率が賦課された。動産については補助税的で、不動産については査定税的であり、「土地税」は両税の混合したものであった。共和制期から復古王朝期の査定税と復古王朝期の改訂補助税がともにこの「土地税」の前身となったのである。これはその後100年以上にわたって強靱な持続力を示すことになった。(95)

(1) 出所は C.D.Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688* (1975), p.157. なお王政復古期の直接税の総額とそれが総収入中に占める割合についてウィーラーが作成した表は次の通りである。

1660年7月～1700年9月の国家歳入中の直接税

時期	総額(£)	直接税	%	月額
1660/7-1664/M	5,208,842	1,703,030	32.7	425,000
M1664-M1669	9,251,201	5,055,888	54.6	1,012,000
M1669-M1674	9,005,725	1,446,965	16.1	289,000
M1674-M1679	8,261,103	1,307,520	15.8	261,000
M1679-M1684	7,286,176	521,417	7.1	104,000
M1684-M1688	7,701,732	10,331	0.1	2,500
M1688-M1691	8,613,190	3,171,739	36.8	1,057,000
M1691-M1695	19,643,620	7,059,064	35.9	1,765,000
M1695-M1700	24,301,914	7,289,303	30.0	1,458,000

出所 ; J.S.Wheeler, *The Making of a World Power* (1999), p.195.

(2) *The Complete Works of Andrew Marvell* edited A. Grosart (1966), ii.18 ; *C.J.*viii.189.

(3) Chandaman, *op.cit.*, p.144,n.4.

(4) Chandaman,*ibid.*, p.145, n.1..

(5) D.Ogg, *England in the Reign of Charles II*,ii,pp.435-6.

(6) Chandaman, *op.cit.*,p.145.

(7) Cobbett, *Parliament history of England*,iv,pp.306-7.

(8) Chandaman, *op.cit.*,p.145. n.5..

(9) Chandaman,*ibid.*,p.145.n.1.

(10) *L.J.*,xii.80.

(11) A.Grey, *Debates of the House of Commons*,1667-94 (1769),v.198.

(12) Grey, *Debates*,i.96.

(13) 酒井『財政史研究』166頁。

(14) *C.J.*ix 181

(15) リチャード・テンブルの発言。Grey,*Debates*, i .321.

(16) *The Parliamentary Diary of Sir Edward Dering, 1670 ~ 73*, ed B.D.Henning (1940), p.29 ; Grey, *Debates*,iii.426.

(17) Dering,p.111. n.3,p.150.

- (18) Chandaman, *op.cit.*,p.157.
(19) Chandaman,*ibid.*,p.157. ; *C.J.*,ix,250,Grey, *Debates*, ii ,91.
(20) *C.J.*,ix,373.
(21) *L.J.*,xiii,130.
(22) *C.J.*,ix,442;C.A.Edie,'*New Buildings, New Taxes, and Old Interestest : an Arban Problem of the 1670'*, *Journal of British Studies* 6 (1966/7) .
(23) Grey, *Debates*, v.184-6,198 新建築物課金について次を見よ。酒井『財政史論』72頁。
(24) Grey, *Debates*, v. 189-98 ; *C.J.*,ix,445.
(25) *L.J.*,xiii,221 ; *C.J.*,ix,484,491,502
(26) *C.J.*,ix,500,502-3
(27) *C.J.*,ix,488
(28) *C.J.*,ix,505.
(29) *C.J.*,ix,506-7,509
(30) *L.J.*,xiii,293-4 ; *C.J.*,ix,597-31.
(31) *L.J.*,xiv,21. 浜林正夫『イギリス名誉革命史』(1981) (以下『名誉革命史』と略記) 150頁 .
(32) Grey, *Debates*,viii,348,351.
(33) 酒井『財政史研究』 p.163.
(34) *L.J.*,xiv,73 ; Grey, *Debates*,viii,356,364,368-71.
(35) J.R.Western, *Monarchy and Revolution* (1972),p.95.
(36) Chandaman, *op.cit.*,n.3,p.156.
(37) Grey, *Debates*, ii,356-7,368. 酒井『財政史研究』163,7頁。
(38) Chandaman, *op.cit.*,p.158,n.2.
(39) Chandaman,*ibid.*,p.159 ,n.3.
(40) Chandaman,*ibid.*,p.159 ,n.4.
(41) *Acts and Ordinances*,ii,1088-9.
(42) M.Ashley, *Financial and Commercial Policy under the Cromwellian Protectrate* (1962),p.73.
(43) *C.J.*,viii,575.
(44) *C.J.*,viii,582.
(45) *C.J.*,viii,588,590.
(46) Chandaman, *op.cit.*,p.163,n.1.
(47) ただし「1667年の11か月月割査定税」では戦争・ペスト・大火による被害を鑑みてロンドン
は総額中に占める割合が7.39%から1.97%に減らされ、その他の諸州に転嫁された。「1677年の
17か月月割査定税」では総額の1.15%がロンドンからミドルセックスに移された。Chandaman,
ibid.,p.163,n.3.

- (48) Dering, pp.37-8,78 ; Grey, *Debates*,i,325,353 ; Marvell,ii,369.
- (49) Dering,p.38 ; Grey, *Debates*,i,357-9.
- (50) Dering,pp.39,57 ; Grey, *Debates*,I,325-6.
- (51) Grey, *Debates*, i ,324 ; Dering,p.36. チャンダマンは実際の総面積は 36,579,209 エーカーであったとしている。Chandaman, *op.cit.*,p.167,n.2.
- (52) Grey, *Debates*, i ,362-4 ; Dering,pp.57-8.
- (53) 全ての財のうちで「金銭と収入」への税が補助税全体に占める割合は 6%に過ぎなかった。Chandaman, *op.cit.*, pp.168-9, n.5.
- (54) Chandaman, *op.cit.*,p.169, n.i.
- (55) 1661年の Free Gift のような自発的の拠金として行われる例外的な場合は国王自らが州委員や徴税人を任命した。Chadaman,*ibid.*, p.171, n.2.
- (56) 州は通常一つの行政単位とされたが、ヨークシャーのように州が 3つの行政区 Riding に分割されることもあった。また州と都市とが分離されることもあった。委員が任命する査定人には、「1660年人頭税」の場合、地方治安官、ベイリフなどの地方役人が選ばれたが、次第に役人に拘らず「有能で思慮ある人物」が任命されるようになった。Chandaman, *ibid.*, p.171, n.3,4.
- (57) Chandaman,*ibid.*,p.172.
- (58) 財はその所在地で査定されるという原則の例外はロンドンにおける動産についてであった。ロンドンにある物財や官職の所有者でロンドン以外に居住するものはその居住地で課税された。Chandaman,*ibid.*,p.173.
- (59) Chandaman,*ibid.*, p.175, n.1.
- (60) 「1661年の1か月月割査定税」の税収は財務府には 7,000ポンド弱しか記録されていない。同税はシティからの借入担保として「先取り」されていたため徴収分から借入返済金 60,000ポンドと利子額約 1,200ポンドが財務府を経ずに直接シティに支払われた。従って同税の収益粗額は徴収費を加えて約 69,000ポンドとなる。Chandaman,*ibid.*,p.175.n.3.
- (61) 庶民院に当該人頭税の上納分が 10万ポンドと報告された数日後に、この税として 252,000ポンドが軍解散財務官に支払われたと報告されたが、それは当該税を担保とする借入を含んだものである。税収を上回る借入は珍しいことではなかった。Chandaman,*ibid.*,p.176,n.2.
- (62) Chandaman,*ibid.*,p.177.
- (63) Chandaman,*ibid.*,p.179.
- (64) 新信用制度について次を参照。酒井『財政史論』第 8章。
- (65) Chandaman,*op.cit.*,p.179,n.1.
- (66) Chandaman,*ibid.*, p.179.
- (67) Grey, *Debates*,i.326
- (68) *C.J.*, viii.675.

(69) *C.J.*, viii.664

(70) 地方における通貨不足に対処するため、税を現金でなく物品で納める提案もなされた。Chandaman, *op.cit.*, pp.181-2, n.5. 17、8世紀における？地方における貨幣不足と税収の中央移送について関口尚志「17,8世紀イングランドにおける信用の構造と収税の機構「1」[2]」『史学雑誌』68(7)(8)1959年参照。

(71) Chandaman, *ibid.*, p.182. n.2.

(72) 「日々の上り」の私的運用について次を参照・酒井『財政史研究』236,287-8,292,302-6,313,317-21,326-30,340-6頁。

(73) 酒井『財政史研究』174,295,428頁。

(74) Chandaman, *ibid.*, p.183, n.3. Grey, *Debates*, i.332,359,372..

(75) 浜林『名誉革命史』87頁。

(76) Chandaman, *op.cit.*, p.184.

(77) Chandaman, *ibid.*, p.176.

(78) クリフォードとその財政政策について、酒井『財政史論』191-250頁参照。

(79) Chandaman, *op.cit.*, p.185, n.1 ; Marvell, ii.638-9.

(80) (81) Chandaman, *op.cit.*, p.186.

(82) Chandaman, *ibid.*, p.187.

(83) Chandaman, *ibid.*, p.188.

(84) Chandaman, *ibid.*, pp.188-9.

(85) Chandaman, *ibid.*, p.189.

(86) 本文の数字は徴収手数料を含めた粗額である。しかもこの期に幅広く展開した徴税請負制における請負人利得は含まれていない上に、特惠的条件で付与された「雑請負 (petty farms)」や小収入部門を加えると納税者の実質的負担は本文の数字を大きく上回ると思われる。Chandaman, *ibid.*, p.190, n.1.

(87) グレゴリ・キングは土地等が国富全体の40%を占めているとした。この数字ですら過小評価であるとされている。ed.A.Browning, *English Historical Documents, 1660-1714*, pp.515-16 ; 浜林『名誉革命史』84頁。農産物と工業製品の交易条件は後者に有利であり (A.H.John, *The Course of Agricultural Change, 1660-1760*, in *Studies in the Industrial Revolution*, ed.L.S.Pressnell (1960), p.152.) また農業生産力の向上と基本的食料品価格の下落は、消費税の負担を相対的に軽くした (L.A.Clarkson, *The Pre-Industrial Economy in the England*, p.191.) ため農業・土地所有への税の負担感は一層重く感じられたと思われる。Chandaman, *op.cit.*, p.191. n.1.

(88) Milward, *Appx.*, I, p.311

(89) 酒井『財政史研究』163頁, 『財政史論』197頁。1671年の補助税収益が期待外れの低位であった。前出35頁の一覧を見よ。

(90) 酒井『財政史論』222-26頁。

(91) Chandaman, *op.cit.*, p.193.

(92) 査定税は純粹型としては1691年のものが最後となった。「一般的献金」は1695年まで、以前の補助税のように各財に異なった税率を課すのではなく、土地の年価値・財物 goods・現金 cash・事業所 offices に対して一律5%の課税をした。この点以外は「1671年新型補助税」と同じであった。Chandaman, *ibid.*, p.194, n.1.; W.Kennedy, *English Taxation 1640-1799* (1964), p.44.

(93) Chandaman, *op.cit.*, p.194, n.2.; Kennedy, *op.cit.*, p.45.

(94) 各州への割当額は1692年「一般的献金」の税収を基に決められた。動産税の全国共通の税率は年価値1ポンド当たり3ペンスすなわち15%とされた。また「土地税」施行とともに人頭税は歴史から消えた。Chandaman, *op.cit.*, p.193, n.1.; Kennedy, *op.cit.*, pp.45-6.

(95) 動産の課税回避は次第に「土地税」から脱漏し動産税の収益は1797年に15万ポンド、1833年に5千ポンド強にまで減少した。Chandaman, *op.cit.*, p.193, n.2.

From Subsidy and Assessment to Land Tax ・・・The Direct Taxes in the early modern England・・・

Shigeki SAKAI

Summary

Medieval dualism of finance decreed the ordinary expenditures were to be paid by 'king's own' and the extraordinary expenditures were to be paid by the parliamentary tax. The 'king's own' was abolished by the parliamentarian in the Civil War. On the other hand, The parliamentarian introduced the excise and assessment to pay the Civil War.

The Restored Monarchy was granted there indirect taxes (customs, excise, hearth tax) as 'king's own', and also three types of direct taxes (poll tax, subsidy, assessment) were temporarily voted as the extraordinary supply. The subsidy originated in the Tudor, replaced tenth and fifteenth, was a percentage tax which was levied under the national round rate.

In contrast, the settlement was an apportioned tax which had established in the commonwealth, was determined in advance the total of the tax yield and allotted a quota among counties. The relative merits of these two forms of direct taxation were to dominate supply debates during the Restoration period. The ideal of the Restored Monarchy was an efficient and equitable national pound rate which would bring all types of wealth under fair contribution. The failure during the Restoration period to achieve the ideal did not mean that the efforts made to improve the form and efficiency of direct taxation were in vain. The reinforcement of the central supervision for direct taxation under the control of the treasury and the levy a percentage tax on the more elusive forms of personality as a useful means of modulating the imbalance of the land tax were inherited after 1688. These experiments of the

Restoration period made a major fundamental contribution to the subsequent development. Land Tax of 1698 represented a unique fusion of the two elements, a national pound rate and the fixation of the tax yield in advance. Both the Commonwealth assessment and the remodeled subsidy of the Restoration period made significant contribution to the establishment of Land Tax which was to endure substantially unchanged, as the dominant instrument of direct property taxation, for more than a century.